

## 五 市制施行と市勢の発展

### (一) 郡区町村編制法

明治十一年（一八七八）七月二十二日をもって公布された「府県会規則」、「地方税規則」とともに三新法とよばれた一つに「郡区町村編制法」があった。当時長崎県管内にあった佐賀地方は、四十一行政区による大区制小区制の廃止とともに一区二十郡のうちの一、佐賀郡管下となつたのである。同年十月二十八日、長崎県佐賀支庁は廃止された。ちなみに当時の長崎県管内の一区二十郡およびその初代郡長を記すと次のようなになる。（十月末日発令）

長崎区長 家永恭種、南高来郡長 大岡正制、北高来郡長 早田快太、東彼杵郡長 小鹿島右衛門、西彼杵郡長 稲田又佐衛門、壱岐・石田郡長 鈴田洗七、上県・下県郡長 松尾光徳、北松浦郡長 佐々澄治、南松浦郡長 佐々野勝衡、西松浦郡長 永田暉明、東松浦郡長 古川龍張、藤津郡長 久布白繁雄、杵島郡長 坂本経懿、小城郡長 持永秀貢、佐賀郡長 中山平四郎、神埼郡長 閔 経仲、基肄・三根・養父郡長 朝長東九郎

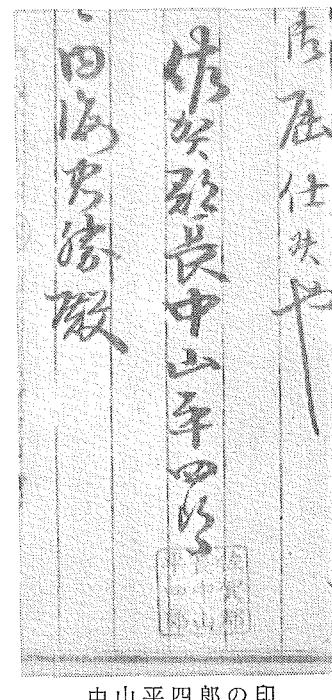
明治十一年十月二十八日長崎県達甲第一二一號の「布達別紙」によると佐賀郡は次のような行政区域に分けられていた。

佐賀郡（郡内佐賀町ニ郡役所ヲ置キ郡内一円七十九ヶ村二十ヶ町ノ事務ヲ取扱フ）

東田代村、水ヶ江村、赤松村、松原村、与賀村、西田代村、佐賀町（二十ヶ町）、木原村、牛島村、本庄村、袋村、厘外津、大財村、多布施村、神野村、八戸村、中原村、十五村、荻野村、久富村、新田村、徳万村、久保田村、下古賀村、田中村、飯盛村、高太郎村、相應津、鹿子村、末次村、厘外村、南里村、西古賀村、小々森村、鹿江村、犬井道村、福富村、早津江村、早津江津、大詫間村、為重村、新郷村、山領村、大堂村、光法村、徳富村、寺井津、諸富津、江上村、蓮池村、東西村、修理田村、高尾村、瓦町村、若宮村、渕村、藤木村、東高木村、高木村、長瀬村、尼寺村、久池井村、金立村、千布村、華師丸村、下和泉村、上和泉村、川久保村、八戸溝村、森田村、蠣久村、鍋島村、東山田村、川上村、久留間村、池上村、梅野村、松瀬村、小副川村、閑屋村

この「郡区町村編制」によって新しい事務処理がなされたことになつたが、県庁へ差し出す諸願届書はすべて郡長（区長）を経て出すものとし、郡長が公証するための加印をなし添書することになった。町村の戸長も從前どおり郡長と連署加印するのであつた。

町村は自治体として認められたが、その性格については、単に大小からだけ合併・分離できるものではなく一町一村の人民は利害関係において、一家一室のように財産を共有し、個人の権利をもち、自然の一部落と理解され、戸長はあくまでも民衆の側にあって官吏ではない村総代人であると規定されていた。戸長は



中山平四郎の印

武富良橋の印

なるべく公選するものとされていたので（明治十一年八月二十六日内務省達乙第五四号）、長崎県においても「戸長選挙規則」（十一年十月二十九日甲第一二三号）が定められ、任期は三年であった。郡は単なる行政区画であって自治体的性格は与えられてはいなかつたが、のち明治二十三年（一八九〇）五月（佐賀県の場合は明治三十年）には府県制とともに郡制が制定され、郡に自治体的性格を与えた。このことにより地方自治の基礎を固めようとしたが、後に大正十二年（一九二三）四月一日、郡制は廃止され、單に行政区画として名称だけは残つた。

『佐賀市史』上巻（昭和二十年刊）一七六ページによると、初代佐賀郡長は武富良橋となつてゐるが、長崎県史料では前述のように中山平四郎となつてゐる。

これは『佐賀郡誌』（大正四年刊）七九ページに、「長崎県の管轄に移ると共に佐賀支庁を置き、中山平

四郎之に長とし、能く管内の平和を保つことを得たり、當時本郡は第四十大区と称せらる。」とあるように長崎県佐賀支庁の長を佐賀支庁廃止後一時的にそのまま佐賀郡長に発令し、明治十二年（月日不明）佐賀郡役所設置とともに武富が改めて郡長に発令されたものであろう。名目上は中山が初代郡長であり、実質的には武富が初代ということになる。前掲『佐賀郡誌』に示されている大正四年（一九一五）當時までの郡長名一覧を記すと次のとおりである。

武富良橋	明治十二年	明治十六年
家永恭種	明治十六年	明治十九年
武富良橋	明治十九年	明治二十年
武富時敏	明治二十年	明治二十二年
横尾純喬	明治二十二年	明治二十五年一月
六角耕雲	明治二十五年一月	明治二十五年八月
黒岩知新	明治二十五年九月	明治二十六年五月
稻田穰	明治二十六年五月	明治三十一年七月
小林三郎	明治三十一年七月	明治三十一年十二月
兼松熙	明治三十二年一月	明治三十二年十二月
巖谷忠順	明治三十三年二月	明治三十四年二月
廣永本光	明治三十四年二月	明治三十五年三月

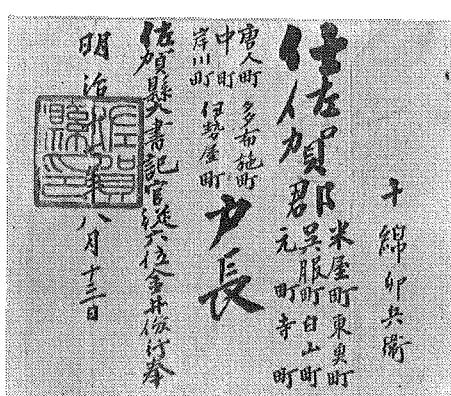
太田祥助 明治三十五年三月～明治三十八年九月  
柳田泉 明治三十八年九月～明治四十一年四月  
原田守造 明治四十一年四月～明治四十三年四月  
上村千次 明治四十三年四月～大正三年十一月  
佐藤七太郎 大正三年十一月

実際には明治二十二年（一八八九）四月一日佐賀市が誕生し市制を布いた段階からは、佐賀郡の管轄をはなれ独立した行政区画となつたので、直接的には横尾純齋郡長時代までが深い関係を持つていたということができるよう。

佐賀支庁を廃して郡役所を置き、大区小区も廃止したので、戸長役場を設けて戸長が事務をとるようになつた。明治十一年八月二十六日内務省達乙第五十四号をもつて戸長はなるべく公選ということになり、佐賀県内でも実施されたが、明治十七年五月十九日太政官達第四十一号をもつて戸長は官選ということに定められた。明治十七年（一八八四）には、郡内を二十七区域にわけ、戸長役場を置いているが、現在の佐賀市地域の部分を明治十九年「戸長名簿」（『佐賀県行政資料』）から抽出すると、次のとおりである。

- 江上村、光法村、新郷村、大原村
- 本庄村、末次村、鹿子村、袋村
- 高太郎村、厘外村、相應津
- 中原村、荻野村、十五村

- 鍋島村、森田村、八戸溝村、蟻久村、八戸村
- 多布施村、神野村、大財村
- 東西村、高尾村、修理田村、牛島村
- 渕村、瓦町村、藤木村、若宮村
- 高木村、東高木村、長瀬村
- 長瀬町、伊勢屋本町、點合町、六座町、西魚町、道祖元町、本庄町、八戸町、厘外津
- 柳町、牛島町、下今宿町、紺屋町、材木町、蓮池町、高木町、上芦町
- 米屋町、吳服町、元町、東魚町、白山町、寺町、唐人町、中町、多布施町、岸川町、伊勢屋町
- 金立村、薬師丸村、千布村
- 上和泉村、下和泉村、川久保村
- 与賀町、赤松町、西田代町
- 水ヶ江町、東田代町、松原町
- 蓮池村、見島村、小松村、古賀村（明治十九年神埼郡の所轄）
- 水ヶ江外二町の戸長役場は明治十四年九月七日に水ヶ江村、東田代村、赤松村、与賀村、西田代村などがそれぞれ町になつていているので、その後になつて設けられたのであろう。さらにまた「水ヶ江外



戸長辞令（千綿家蔵）



延命院(戸長役場・与賀町)

「二町」の戸長役場は郡役所直近の地であるので、はじめは戸長役場を別に置かず、明治十四年になって新設されたとも考えられる。

明治十八年「佐賀郡戸長履歴」（『佐賀県明治行政資料』）及び『佐賀市史』上巻に戸長役場の所在と戸長の氏名をいくつか記しているので、記載しておこう。

○水ヶ江外二町	役場	中ノ橋小路
戸長	広渡顯展 <small>(地方官)</small>	(准十六等、紺屋町五丁目住)
○長瀬町外八町	役場	長瀬町照光寺西側
戸長	東島忠八	(准十四等、道祖元町住)
○赤松町	役場	与賀町延命院
西田代町	戸長	江崎一藏(准十六等、精町住)、江里
与賀町		口彦介(西正丹小路住)
○柳町外七町	役場	柳町思案橋曲り角
戸長	池田嘉八	(准十四等、紺屋町五丁目住)
○米屋町外十町	役場	米屋町
戸長	松岡義溥	(准十四等、住所未詳)、千綿卯兵衛(白山町)、中地又四郎(八戸町)

## (二) 佐賀開進会の成立

佐賀県における自由民権運動の端緒は前にも述べたように、佐賀の乱が起る直前の明治七年(一八七四)一月十六日、士族高木太郎以下十二名が県庁に開設された議事所を利用して征韓論を議する願いを出した事件にはじまる。もちろん、県側としては「民事ヲ広議」する議事所として設けたものであり、高木たちは士族層の主張するところの征韓論を推進しようとしたにすぎなかつたが、開明的な地方政府による地方民会設置に積極的に働きかけた士族群が存在した事実にまず注目したい。さらにつこの代表高木太郎は、のちにのべるよう明治十四年(一八八一)十月、「九州改進党」に含まれる「佐賀開進会」の主要メンバーとして登場する人物であった。しかし明治七年の段階においては、征韓論争にもとづく単なる反政府運動にすぎなかつた。

次にみられるのが、佐賀の乱の翌年の明治八年八月二十七日、旧小城藩士松田正久らによる「自明社」の立社願が出されたことである。

「自明社」は成立しなかつたが、その代表者たちがやはり、のちに県会議員、佐賀開進会会員などとして活躍している。この「自明社」の結社運動に影響を与えたと思われる人物が一人いた。それはのちに佐賀開進会会員で県会議員、佐賀市長なども勤めた佐賀白山町の村岡致遠である。国立国会図書館憲政資料室所蔵『三条(実美)家文書』にある「明治八年五月三十一日長崎佐賀福岡大分三瀬白川ノ六県派出搜索書(新潟)



県士族、桜井虎太郎)」によると、

佐賀県士族

村岡致遠

右者元來議論多キ者ニシテ昨年動乱のノ節、賊徒ト俱ニ神崎ニ出張シテ銃丸ニ中リ全快ノ上、昨年九月台灣事件ニ付、尋問ノ廉アリテ出府シ都下ニ於テ病床ニ臥シ、本年一月愛國社ノ事件ヲ尋ヨリ旅費及ヒ諸雜費トシテ若干金ヲ貰ヒ請ケ、夫レヨリ同社員小室信夫ト共ニ再ヒ上坂シ本年三月廿日帰

県ス

一、佐賀ニ於テ彼ノ自助社ノ如キモノヲ開カント方今頻リニ尽力スルト雖モ未タ同志ノ輩少ナキ由、然レトモ仮令ヘ一人ナリトモ誓テ開社スルト云フ由

一、自論ニ当今ノ政体及ヒ廟堂ノ官員一変セスンハ国内静力ナラスト云

一、年令二拾七八歳位ニシテ佐賀ニテハ学力及ヒ人望アル者ニ非ス

とあって、高知県の立志社とともに愛國社の母体となつた徳島県の自助社のような政治結社を佐賀で開こうと努力していたことがわかる。また村岡も征韓派士族の一人であった。明治八年（一八七五）二月、大阪で結成された愛國社も当初においては征韓派士族たちの結社であったことはいうまでもない。この村岡の運動が小城における自明社設立の気運を保したとも考えられるが、確証はない。ただ村岡とともに自明社グループ

の北川清次郎なども、のちに佐賀開進会のメンバーとして活躍、村岡も自明社の松田正久・牟田義高らとともに、のちに県会議員として進出していっているところから、何らかの連絡もあつたと推察できる。

同史料「搜索書」は、士族反乱から民権運動への反政府運動対策として、明治政府高官らが用いた密偵制度の所産であった。

同史料「明治八年八月十五日、佐賀長崎福岡白川ノ四県派出搜索書」によると、

佐賀県下旧小城藩士ノ内、中嶋清武ハ休暇ヲ賜り、本年七月中旬、長崎ヨリ帰省シ、松田大之助ハ先般百日ノ御暇ヲ願ヒ、本年七月初旬、東京ヨリ帰省シ、同藩士北川清次郎外拾五六名ト申シ合セ、本年七月中旬ト本月四日ト二回、旧小城領三間寺村天教院ニ於テ集会協議ス、其主旨ハ東京府及ヒ高知県ニ於テ施政ノ方法一変セシ歟ノ旨ニテ、或ハ小城へ集議院ノ如キモノヲ設ケ、日々県庁へ出仕シ管民ヨリ諸願等ノ取計振ヲ見込申立度心意ノ由ニテ、既ニ本月六日ハ小城朝日町無量寺ニ於テ又々会同決議シ、不日社名ヲ附テ開社スル景況ノ由、會議スル人名左ノ通り

長崎上等裁判所在勤 一級判事補

佐賀県士族 旧小城藩 岩藏村住

中嶋清武

東京府へ歎奉職ノ由 職名未詳

右同県士族 右同藩

平井村住

松田 大之助

右同県士族 右同藩 北浦住

北川 清次郎

右同県士族 右同藩

戸田 荘之助

富岡 三太夫

田尻 千九郎

相良 三民

外八九名 人名未詳

従来旧小城藩ハ過激因循ノ兩党ニ分派シ中嶋清武等ハ激徒ナリ、旧幕政ノ時代、因循党時ヲ得テ中嶋清武ハ旧県ノ大参事ニ昇進ス、昨年暴動ノ際、激徒ハ征韓党トナリ、因循党ハ封建党トナル、動乱鎮定後モ、

右両党ノ舌戦議論止ム時ナク、唯表面ニ發セサルマテノ由、元來激徒ノ人員少ナク因循徒多人数ノ由

右ノ如ク平常紛議絶ヘサルニ、目今中嶋清武始メ数名集会スル事件ニテ一層物議ヲ生シ穩カナラサル由

とあって、前述の「自明社」について報告している。

明治八年（一八七五）六月二十日から開かれた第一回地方官会議中、七月に入り行われた「民会」に関する討議において、一応、府県会・区会について官選議員（区戸長）構成論が決定され、町村委会については地方官会議々長木戸孝允より「地方の適宜に被任」（まかせらる）として各府県に達せられた。

それをうけて長崎県では、明治九年七月、県庁甲第百六号を以て、「公選区会ヲ起シ、漸次県会ニ及ボス

ベキ旨」を布達したが、佐賀県が三瀬県へ合併されたのち、さらに明治九年五月から八月にかけて、佐賀地方は長崎県へ編入されるなどのことや、「近県再度ノ変動」（西南戦争）があつたので延引し、結局、同九年十月第百三十号を以て布告した「各町村総代人撰定方」も延引、明治十年八月六日県庁甲第八十六号によつて「各町村総代人」による「区会開設」は当分の間、「見合せる」ことにしてしまつたのである。

当時の長崎県の動きとしては、佐賀県立図書館所蔵『佐賀県明治行政資料』所収の「官省進達」（明治九年一月廿五日付「区長選挙之義ニ付伺」）（内務卿大久保利通宛・県令北島秀朝）をみると「区戸長撰挙之義者、未全國一般之御定制無<sup>之</sup>（度）」（これなき）、官民撰之性質判然相決兼候得共、各県往々公撰ヲ以申付候的例も有之、<sup>これあり</sup>（かたがたつて）旁以本県之義者、公撰法施行致<sup>ト</sup>存候」とし、内務省から保留されたことに対しても、「官公撰之区別丈ヶハ至急拝承不罷在而ハ、方今区戸長共進退、只事務上ニ於て差支之義も有之」と強い姿勢がみられた。また三瀬県治下の佐賀支庁側の士族層からも「小区会開設之儀」が同年六月、鍋島彬智外十一名によつて三瀬県権令平川光伸へ出願されていた。町村の総代人として区戸長を公選し、区会（小区会）を開設する動きがみられたのである。しかし内務省からの抑止で延引され、結局明治十一年（一八七八）八月二十六日内務省達乙第五十四号によつて戸長公選制が定められ、明治十七年官選となるまでつづいた。

『山辺生芳日記』より 開明的な地方官あるいは士族層とは別に、戸長を選出する母体である町村民の意識はどうであつたろうか。

当時の地方知識層の一人、神埼境原、若宮神社祠官の嗣子、山辺生芳の日記によれば、明治十一年（一八七八）二月二十六日条に、「午後二ハ當駅惣代小頭撰挙ノ事ニ就テ六七輩集会ス、投票ノ事トモ協議セシカ、（境原ガ）



『山辺生芳日記』(山辺生雄蔵)

そもそも  
抑人民惣代ノ何物タルモ不知モノ而已ナリキ」とあり、一般  
に関心が薄かったと思われる。

一方、山辺生芳は同日記同年一月二十三日条によれば、東京尾張町『朝野新聞』一月四日号からの購読を申し込んでおり、同年二月六日条によると、福岡県官員の小島某から『仏國革命史』第一冊、『新聞集誌』二冊などを借用、同日記明治十二年七月ごろには「民法論綱」の会読や演説会をしきりに催し、また『目覚新聞』の購読を申し込んでいる。

山辺生芳は当時、福岡県庁神道事務局分局に奉職していたが、藤井貞文「教導職廃止の要因」(『神道学』第八十五巻所収)によると、「祠官は五年八月八日の達示に依て悉く教導職に補せられた」とあり、おそらく山辺も教導職に任命されたうえで、福岡県下を説教してまわっていたのである。

県下各地の神社の調査や説教をしたことが記してある。

『山辺日記』、明治十二年(一八七九)二月十五日条によれば、向陽義塾(福岡向陽社の教育機関)の「演説会」にも出向いている。また従来、「小車社」、「及遠社」、「協心社」などの和歌グループに属している場合も、「聴聞人夥タシク難沓スレハ直ニ帰寓ス」とあり、ちょうどそのころ同塾で「泰西国法論」の講義をしていたはずの植木枝盛の名前には触れていない。

向陽義塾においては明治十二年一月五日、成美義塾を改組しての開校式を催しており、植木枝盛が演説を行っている。植木枝盛はこののち、久留米、甘木、熊本、柳川を遊説し、佐賀においても武富陽春、木原隆忠ら十四、五名の人々と会っているが、山辺は関係しなかったらしい。向陽義塾の演説会について記する場合も、「聴聞人夥タシク難沓スレハ直ニ帰寓ス」とあり、ちょうどそのころ同塾で「泰西国法論」の講義を

していたはずの植木枝盛の名前には触れていない。

『山辺日記』によると福岡県庁内では前にも述べたように「民法論綱」の会読や演説会、顧問会議、講談会などが開催されていた。『山辺日記』明治十二年五月二十二日条によると、「退序刻限ヨリ有志ノ徒、会読演説会ノ件ニ付テ萩原其他十八名、府内会議所ニ於テ会議ヲ開ク、午後四時五十分帰寓ス」とあって府内研修会のごときものであった。つづく七月十五日条には「本日ハ演説会ノ式日ナレト不快ニテ出場セヌ断リテ帰寓ス、本日ヨリ県令ニモ出場セラレ演説聴聞セラルルト云フ」とあり県令の参加を伝えている。「民法論綱」会読も同種の研修会であつたらしい。

顧問会議については同日記同年七月十七日条によると、「午後ハ県庁顧問会議ヲ会議所ニ開ク、人員十七名、議長ヲ牧ニ投票、票ニ当ル、午後七時過キニ及テ閉会ス」とあり翌十八日条には、「顧問会議本日迄ニ畢ル、県令ヘ建白、其他ノ委員ヲ投票、閉会スルコト七時過キニ及フ」とあって府内の行政的事務会議であったことがわかる。もっとも演説会についても、同月二十二日条には、「会員」が「議事堂」に参集するとか、「社員」から閉会を「出議」したとか表現しており、「県官ノ会談」とも称した演説会は間もなく流行传染病のため中止となっている。

顧問会議についても同月二十五日条によると、

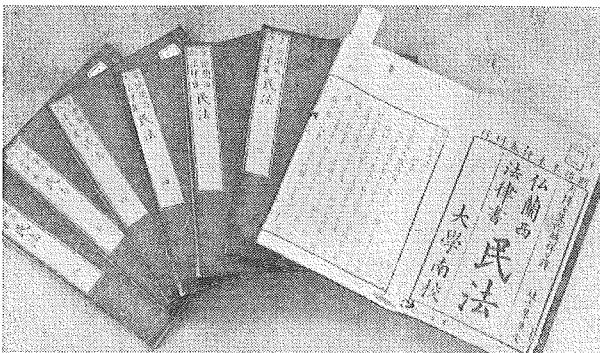
顧問会議トハ其名称少シク穩當ナラス、故ニ序会トシ議員ヲ会員ト称セントノ議アリ、抑顧問議員ヲ設クルノコトハ先般衆議ニヨリ建議セシ由ナルニ、県令ニハ顧問議員ヲ属官中ヨリ抜擢シ県治ノ大体ニ係ル事件ヲシテ一々議セシムルヲ不満足ニ思ハル由、其故如何トナレバ、属官ハ夫々分掌事務ヲシテ整頓ナラシメ、一ノ属官ニシテ満庁ノ議ニ参シ県治ノ大体ニ関係スルコトハ素ヨリ其人ニヨリ内議スルコトアリト雖モ、之ヲ公然ト顧問会議或ハ顧問議員ナトト殊々敷名稱特命スルハ不都合トセラル由、又満庁ノ属官、県令ノ見ル処ハ決シテ偏愛偏疎ナキニ、今顧問議員トシテ特命スルニ至テハ或ハ県令ノ待遇ニ自然厚薄愛疎ノ惣想ヲ属官中ニ起サシムルノ弊ヲ憂慮セラル歟ノ由ナリ、実ニ尤ナル県令ノ意見ト云ヘシ

とあり、さらに同年九月十九日条には、

序内会議所ニ県令ヨリ明日ヨリ上京ノ事ヲ示達シ、且七月十七、八日ノ両日ニ同志申合セ建言セシ顧問会議ノ事件、其精神ニ於テハ固ヨリ嘉納スルコト千万ナレト、是ヲ実施スル其得失如何、且當時施行如何、反覆熟慮中ナルヲ以採用セズト論達セラル

とあって中止になった。

講談会については同日記同年六月七日条に、「講談会ナルヲ以テ労力論ヲ演説ス」とあり、同年七月二十一日条にも「講談会式日、演説者ノ一人ナリ」とあって、文字どおり研究発表形式の演説会であったと思われる。この講談会も、それ以後は記載がなく、「民法論綱」の会読が月一回程度開かれているだけである。この「民法論綱」とは、おそらく明治五年（一八七二）十月ごろ完成したといわれる『皇国民法假規則』か、



箕作麟祥訳『仏蘭西法律書民法』

あるいは明治十一年四月に完成した『明治十一年民法草案』かのどちらかであろう。『山辺日記』明治十二年十二月六日条に「民法論綱第四卷七葉目ヨリ読会」とある。しかしこれらの草案は陽の目をみなかつた法典案であったため、フランス民法を学ぶ意味での研究書であったのかも知れない。そのような態度からすると、ここで使用されたテキストは、箕作麟祥訳『仏蘭西法律書民法』（全十六冊）の木版か、あるいはその後の改訂版であったかもしれない。いずれにせよ福岡県府内にあって、神道事務局分局の一官吏（教導職）であった山辺生芳は、法治主義にもとづく国内体制整備への志向性をもちはじめていたことは確かであった。

山辺は明治十三年にはいると、その前半はいわゆる大教宣布の事務に忙殺されていたが、五、六月ごろから父の病気によって苦慮しつつ、六月十五日にその父を失ない、その後県へ辞表を出し、八月二日に受理され裁可を得た。日記同日条に、

本日辞表ノ裁可ヲ得タリ、  
ヨリ爾來満一ヶ年五ヶ月ヲ経、今ヤ置県後ノ沿革ヲ熟知且全管内ヲ巡回スル數度、各地ノ民情風俗略識得セシモ少ナカラサレハ或ハ治務ノ幾分ヲ補益スルコトヲ得ルモ全クナキニ非サルヘシ、然レトモ家事ノ内情ニ於テ当時万止ムヲ得サレハ此裁可ヲ仰クニ到レリ、  
（現在）

## 遺憾少ナカラズ（ズ）

とのべている。この「家事ノ内情」とは父の死とそのほかに、同日記八月九日条をみると、  
松永氏ヲ訪フ、其所以ハ県議員当選セシ由、豫テ通辞アレハナリ、然レトモ不在ナレハ空シク帰宅、  
朝餉後、神埼郡役所へ出頭スレハ郡長心得生野又ニヨリ県議員投票ノ節、生ハ其數千七百余ニ上リ最モ  
多數ノ故ヲ以、公撰県議員當選状ヲ渡サレタリ、故ニ直ニ請書ヲ差出、帰宅午前十一時ナリ

とあって長崎県議員として補充選舉に當選したことを指すものであった。  
神埼郡選出の江原貞晴・古賀高多・青木正徳三名の任期満了にともなって、この年の八月山辺らが當選し  
たのであった。

またこの月には県社櫛田神社の祠官を兼務することになっている。同年十月には丸山作樂と接觸して神風  
講社を結成しようとした。十二月から翌十四年（一八八一）三月にかけて郡の連合町村會議員、同副議長など  
を務め、同年四月二十一日からはじめて長崎県会臨時会に出席したのであった。六月にはいって東京から  
交詢社員を長崎へ招き、演説会を催し、交詢社支社設立の會議を自由亭で開いている。

以後明治三十年まで県議をつとめ、神埼地方の中心人物となるのである。

『米倉経夫日記』より 明治十二年（一八七九）十一月の愛国社第三回大会から翌十三年四月国会期成同  
盟会の創立に至るところ佐賀地方に代言人組合を中心とする政社結成のうごきがみられた。佐賀開進会のメン  
バーで県議、同議長などもつとめた米倉経夫の日記によつてあとづけてみよう。

明治十三年二月十一日条に、「此日午後三時過、大和国生レ樽井藤吉、四五日前、佐賀へ来ル由ニテ尋來



米倉経夫とその日記『米倉経夫日記』

ル、六時頃ヨリ訴訟監定ノ  
為メ同道ニテ同人宿所点合  
町武雄屋ニ到り、同九時半  
頃帰宅ス、同人ハ明後十三  
日ヨリ鹿児島県千代ヘ赴ク  
由ナリ」とあり、同月十三  
日条にも「樽井藤吉ヨリ大  
塚仁一ヲ以テ当春、彼岸  
頃、孤島ヘ赴クニ付、馬上  
スペンセル貸吳候様相談  
相成ルニ付、貸渡ス、但シ  
明後日ヨリ鹿児島県千代ヘ  
赴ク由ナリ」とあって、の  
ちに明治十五年（一八八二）  
五月二十五日、島原江東寺  
で東洋社会党を結成した樽  
井藤吉と交流があつたこと



武富時敏

がわかる。

同日記三月二十一日条をみると、「憂国馬渡雄左衛門其外并ニ協同會員等一般、八幡名料理屋ニ於テ親睦會有之二付、午後三時頃ヨリ同所ニ赴ク、但シ會員三十余名ナリ、是会ハ二回目ノ由、以來式日取極メ会合相成ル筈ナリ」とあり、憂国社、協（共）同社とともに開進会グループの米倉も親睦交流の状況にあったことがわかる。また同日記五月二十四日条によると、同志五、六名で

毎月五日と二十日を会日ときめ、各人の私宅に輪番で会合することを約束している。そのメンバーは、米倉経夫・武富時敏・野田常貞・田中種審・江藤熊太郎・大塚義克であった。六月二十日の武富時敏宅では例の樽井藤吉も参加している。

明治十四年（一八八一）四月三日条には「此日ヨリ妙安寺ニ於テ討論会ヲ実施ス、會員三十一、二名、問題ハ日清開戦利害如何（武富時敏ノ発題）ナリ、但シ毎月第一第三ノ日曜日ヲ以テ討論会式日トス、此日ノ会長ハ武富時敏、投票ニテ之ニ任ス」とあり、定期的に討論会を開くことを計画し、同月九日条に、「旧来ノ自宅会ヲ再興シ討論会ト各別ニセンコトヲ決シ此日武富時敏宅ニ会ス、江藤・野田・大塚・余、都合四名ナリ、但シ毎月一度第二日曜日ヲ定会トス」とあるように二本建とした。

次に日をおって日記の内容をうかがってみよう。

明治十四年四月十七日

妙安寺討論会ニ赴ク、問題ハ余ガ発題、國事犯、殺ス可キヤ殺ス可カラサルヤ、海軍ト陸軍ト我日本ニ於テ孰レカ最モ要用ナルヤ、江藤ガ発題、如何ナル語ガ演説ニ適當ナルヤノ三題ナリ、然レトモ第三題ハ時間ナキヲ以テ後会ニ譲レリ、余ハ國事犯ハ殺ス可カラサルヲ主張セリ、此日ノ会長ハ野田常貞、公撰ニ当レリ

五月七日

法律討論会ニ赴ク、討論了テ演説会ヲ開ク、野田ハ代言人ノ心得ト題スル論ヲ演説シ、余ハ代言人ハ博学ナルベキヲ演説シ、江副亦演説ス

五月八日

野田常貞宅ニ於テ例会ヲ催ス、武富時敏、江藤熊太郎、田中種審、大塚義克并ニ僕五名赴ク、江藤ハ人間自然ノ理ニ隨ハサル可カラサルヲ演説シ、武富ハ理論ト實際ト同一ナルヲ演説シ、大塚ハ人ハ高謾ニ有ルベキヲ演説シ、野田ハ法律志叢并ニ泰西雄弁大家集ニアル論文等ヲ演説シ、僕ハ魯國「ワロック」府ノ九歳ノ小兒其母ヲ謀殺セシ顛末ヲ演説シ、私宅ニ於テ演説ヲ為スハ是日ヲ始メトス、殆ント快哉タリ

五月十五日

妙安寺ノ討論会ニ赴ク、会員十五名、小城士族北川某并ニ山口県ノ人某、准會員ト成ル、准會員ハ本月一日ノ討論会ニ議決シテ置ク所ナリ、此日演説スル者八名（題不詳）久保利吉、（政府ハ人民ノ約束ヨリ成ル）古瀬慶太郎、（題不記）吉武豪、（文明國ノ人民ハ政治上ノ思想ニ富ム）余、（権利論）野田常貞、（題不記）江藤松次郎、（新作）（讀仏國革命史）武富時敏、（讀法語有感）江副靖臣、○此日ノ問題ハ自由教育

(子)ト関渉教育トノ是非得失如何ナリ、自由教育ニ可決ス、○此日ノ会長ハ野田常貞当籤ス

五月二十一日

(現松原町)馬責馬場法律討論会ニ赴ク、討論終リ江副靖臣法語ヲ朗読シ、次ニ野田常貞(露)魯国サンユリッチ事件ヲ朗読ス、傍聴人武富時敏、石橋要一郎、久保利吉、山村文九郎ナリ

五月二十二日

例会ニ当ル、大塚義克、野田常貞、武富時敏、江藤松次郎四名來会ス、江藤熊太郎ハ本月十日頃ヨリ亡父江藤ノ遺文出版(博文館)一件ニ付東京工赴キ留主中ナルヲ以テ松次郎ヲ招ク、各起立シテ演説ス、武富(西人「ブベンセル」)ノ論、土地所有權ハ人類總體ニ屬ス)、(仏國有名ノ政治家ナル「下院議長」「ガンベッタ」ガ日本ニ遊歴セントスル風評)二件ヲ演説シ、江藤(本会ヲ「スルノ詞」)、(武富ガ演説セシ「ガンベッタ」ガ日本遊歴ノ件ニ付キテノ意見)ヲ演説シ、野田(淫風ハ國ノ盛衰ニ閥セス)ヲ演説シ、大塚(泥中ノ蓮)ヲ演説セリ、此日午後ヨリ会シ同九時半頃散会ス

六月五日

第一日耀日宗龍寺討論会ニ赴ク、是迄ハ妙安寺ニ於テ相催セシ処、是日ヨリ宗龍寺ニ転ス、問題ハ「法律ニ細則明条ヲ設クルト學識方正ナル裁判官ニ委ヌルト孰レカ優ル」(江副靖臣ノ発題)ナリ、余ハ法律ニ細則明条ヲ設クルノ是ナルヲ論ス、(ズ)討論ノ末、演説ヲ催ス、演説スル者七名、松野廉造(名譽ヲ得ル説)、古瀬慶太郎(志氣振ハサレバ國隆盛ナラス)、江藤松次郎(政体論)、江副靖臣(取ルモノヲ取レ)、余(米倉題)、野田常貞(嘿ノ説)、武富時敏(世評ヲ顧ル勿レ)ナリ、此日演説ニ關スル規則若干条ヲ追加シ演

説者先後ノ投票ヲ為ス、但シ毎月之ヲ改ムルノ規則ナリ、此日松野廉造入会ス、此日出席會員拾壹名、武富時敏会長トナル  
以上は、比較的に内容を詳しく記載している部分を抽出したが、十月にはいると、新しく「公会政談演説会」を開くようになった。

十月六日

与賀馬場芝居場ニ於テ公会政談演説会ヲ開ク、会主ハ平田豊藏ナリ、演説者ハ江藤松次郎、江副靖臣并ニ余、次ニ野田常貞、武富時敏、諸岡孔一ナリ、聴衆凡ソ二千四百人ノ由、余ハ(輿論ノ敗ヲ取ラシムル勿レ)ヲ演ス、午後七時ヨリ初メ同十時頃終ル。

以後、明治十五年(一八八二)六月までに県下各地において「公会政談演説会」を十回以上開催している。明治十四年十月にはいると開拓使官有物払下一件で副島種臣の指令が飛び、憂国・共同両社を中心に出京委員を決める集会や、開進会の綱領を決定するうどきがみられた。

『米倉経夫日記』明治十四年十月八日条に、「宗龍寺ニ大会アリ、人員五六十名ト覚ユ、趣意目的ヲ決定ス、趣意書ノ第一条ハ(天皇陛下ヲ輔翼シ民權ヲ張リ憲法ヲ定ムル事)、第二条第三条ハ委員十八名ヲ置クコトニ関スル條ナリ、會員異議ナク之ニ決定セリ、○委員ハ公撰法ニ因ラス、憂国連、共同社連、我連ヨリ各六名ヲ出シ、委員ニ充ツ、我連ノ委員ハ江口直臣、武富剛蔵、家臣靖江



永恭種、江副靖臣、野田常貞、大塚義克ナリ」とあって、開進会が成立したことを記している。従来、「佐賀においては明治十四年十月ごろ、旧征韓党、旧憂国党が合併し『肥前開進会』を結成していた」（水野公寿「九州改進党覚書」とされていたが、たしかに旧反乱士族グループ系の二派とさらに自由党系民権派（立憲派）グループとの三派連合の形であり、帝政立憲を目標にかかげていた。共同（協同）社については、旧征韓党と断定できないが、花房新次郎などがふくまれており、國權論的立場にあつたことがうかがえる。

同日記十月十日条には、「此日、田中種審、武富時敏、諸岡孔一東上ス、○明日当リヨリ九州連合会并ニ東上一件ニ付、高木太郎、安住藤太肥後工赴キ鹿児島ヘモ廻ル筈ナリ」とあって、中央の自由党結党や、九州改進党結成への対応をみせはじめている。その後、同日記によると、同月十八、十九の両日公開演説会を開いているが、蓮池・神崎グループと合流をはじめていることがわかる。すなわち蓮池士族志田寅一・田中伸一・榎村芳吉らが参加し、両夜で延十一名が演説している。与賀町芝居場に聴衆三千四、五百人を集めただけで、また十九日は、「演説ヲ終リタル後、芝居場真向フノ宿屋ニ於テ酒食ヲ催ス、志田寅一、田中伸一・榎村芳吉并ニ同伴陣内利武、平田豊蔵、花房新次郎、板部六郎、伊東某、野田常貞、江藤松次郎、米倉経夫、大塚義克都合十二名ナリ十二時頃散会」したのであった。思うに佐賀グループと蓮池・神崎グループの合流懇親会であった。このことが端緒となつて同月二十九日、蓮池真教寺で政談演説会を開き、米倉経夫・野田常貞・大塚義克・小川省次郎の四名が佐賀から出席、野田・小川の両名と蓮池グループから七名の計九名が演説をしている。日記によれば聴衆一千人である。同年十一月二十五日はふたたび佐賀で開催している。「佐賀与賀町芝居場」で、榎村芳芳（吉）（長崎県人ニ告ク）、田中伸一（空欄）、江藤松次郎（政党）、武富陽春

（自由ノ氣力）、野田常貞（自治の精神）、米倉経夫（腐敗政治家ノ窮策）、武富時敏（日本国民ノ急務）の七名で、聴衆千人といい、「演説聴衆券」とよぶ場内整理券を発行している。

神崎境原地区での政談演説会はやはり明治十四年（一八八一）の十月になつてからであった。前出『山辺生芳日記』十月十日条によると三津村淨土宗西光寺で開かれている。その演説会の景況は山辺によつて『西海新聞』へ投書されている。このうち『西海新聞』の神崎・佐賀地方の通信は彼の報告によるものである。

『山辺日記』同月十四日条には、蓮池政談演説会へ誘引され、参場したことが記されている。おそらく蓮池地区でもこのころ始まつたと推察される。『山辺日記』には佐賀地区グループとの合流については明治十五年一月以降にならないと記されていない。

明治十四年十二月になると、『米倉日記』同月五日条に、「上佐賀德永村某社ノ傍ラ芝居小場ニ於テ政談演説会ノ催シ有り、会主中西新輔ノ招キニ依リ之ニ赴ク、出席員八名、江藤松次郎（法律トハ如何ナル者ゾ）、甘木某（攝忍）、小川省治郎（空欄）、高木太郎（政党ノ機縁已ニ熟ス）、武富陽春（国民ノ注意）、米倉経夫（政党ノ組織）、野田常貞（參政ノ權利）、武富時敏（国会）、○午後八時頃ヨリ初メ同十時頃終ル、聴衆凡ソ六七百人ナリ、同夜ハ皆ナ同村ニ宿シ翌六日早朝帰ル」とあり、同月六日条には「又々東高木村正法寺ニ於テ演説会ヲ催ス、出席員演題皆ナ前夜ニ同シ、尤モ江藤松次郎ハ事故アリ出席セス、午後七時半頃ヨリ初メ同十時半頃終ル、聴衆凡ソ前夜ニ均シ」とあり佐賀郡北部へ進出していることがわかる。

同日記十二月二十四日条には、「宗龍寺ニ於テ討論演説会ノ末、開進会懇親宴ヲ開ク、会スル者七十三名、席上演説等アリ、頗ル盛会ナリキ、席上演説ヲ為ス者、江藤松次郎、野田常貞、甘木某、村岡致遠、末永寛



現在の宗龍寺(水ヶ江一丁目)

次、武富時敏、大塚義克、田中伸一、江口六藏、九名并ニ境原地区惣員ノ代理トシテ蓮池ノ人坂井某祝詞ヲ朗読ス、○此日開進会佐賀区会ノ本部委員十六名公撰アリ、余亦タ其撰ニ当ル」とあり、翌二十五条には、「開進会各区委員ノ会アリ、此時、区ノ成立チシ者、佐賀区、境原区、久保田区、上佐賀区、川久保区ノ五区アリ、各区委員ノ数總テ五十余名、此日会スル者四十六名、開進会規則ノ修正案ヲ議定シ、主義書ノ確定式ヲ為ス、本部幹事五名ヲ公撰ス、石隈吉甫、花房新治郎、横山万里、江口六藏、武富時敏撰ニ中ル」とある。

神埼境原区のうごきとしては、『山辺日記』明治十四年（一八八〇）十二月二十二日条に、「昨夜ハ蓮池ヨリ志田、坂井ノ二氏來訪セラレ佐賀開進会區會開設ノコトニ付協議セラル、夫力為今夕ハ田中氏モ來訪アリ」とあり、翌二十三日条にも、「夫ヨリ又蓮池見島校へ田中氏等ト同行ス、開進会ニ付テ協議ノ次第アルヲ以テナリ、協議ノ末、當地方ヲ境原区ト唱ヘ一区會ヲ創設スル事ニ決シ其会則等ハ來十五年一月十日限り、予ト陳内、山口ノ三氏ニテ起草シ、同日境原ニ於テ區會ヲ開クコトニ衆議一決シ午後九時過帰宅」とあり、さらに同月二十六日条に、「午後ニハ三島、島内、石井其他、佐賀開進会ノ帰途來訪ス、夜ハ田中氏モ亦來訪、佐賀会合ノ景況ヲ報告セラル」とある。したがつて二十二、二十三両日に蓮

池・境原地区で協議をすませ、二十四日からの総会に出席したのであった。蓮池地区が一足早く佐賀本部と連絡をもち、ついで境原を中心によつていたものと考えられる。

前にも述べたように境原区の組織化は明治十五年（一八八二）一月上旬になつて進展をみた。『山辺日記』によると、六日の午後、志田・山口両名と相談し、来る十日の開進会境原区會開設の案を練つてゐる。八日にも蓮池へ出かけて境原区會々則原案整調につとめている一月十日条には、「開進会區會發会午前ヨリ陣内、山口、樺村、野口等来会セリ、此日ノ會員一十八名ナリ、公撰ノ上、議長陣内、書記ハ関ナリ、予ト山口、答辯者ニテ駁議討論頗ル盛ナリ、閉会後ハ會員一同へ酒肴ヲ出ス、陣内、山口、野口ノ三氏ハ一泊セラレタリ、會員ノ内五六輩ト予トハ演説セリ」とあって境原区會は成立したのである。翌十一日条にみられる蓮池（本町淨国寺）政談演説会についての詳細な記録は、そのまま十六日に西海新聞社へ報告され、同紙一月二十四日号の記事となつてゐる。同様に一月十五日条にみられる神埼鄉友会演説会の景況は十八日に西海新聞社へ報告され、同紙一月二十五日号の記事となり、一月十九日の地租改正丈量の繩塚建設、一月二十七日の的村学校の演説会、二月四日の藤教正所属分離の一件、といった内容をはじめ政社の動きなど、西海新聞編輯者浦田敬の依頼もあつて投書している。

同日記二月十四日条には、「午後ニハ佐賀開進会臨時會ニ出席ス、議案ハ肥後熊本ニ於テ九州民權党連合會ニ参会ノ委員選舉及ヒ旅行手當及ヒ委員へ委任ノ權限等ノ議事ナリ、午後八時過閉会」とあり、同十九日条には、「其後ハ開進会本部會ニ出席ス、熊本連合會ニハ武富陽春、陳内利武、江口ノ三氏ナルニ確定ス」、同三月五日条、「此日佐賀開進会本部會ナルヲ以向スル午時四時過來会スルモノ三十二三名ナリ、議事ハ

本会ノ主意書修正委員ヲ設クル位ニテ他事ナシ、閉会後ハ新馬場丸屋ノ樓上ニテ熊本出会委員へ送別会ヲ催シタリ、帰宅スル午後十一時過ナリキ」、同三月七日条、「熊本連合會ニ付、境原區會ヨリ委員ノ外、出会ヲ勧メタレハ篤志者ヨリ、金ノ協議アルヲ以、予ハ金壱円ヲ出セリ」などとあって九州改進党への合流の氣運が動いていたことがわかる。

また『米倉日記』明治十五年三月中の条によれば、「十一日ヨリ肥後熊本ニ於テ政党組織ノ為メ九州親睦会アリ、佐賀開進党ヨリ江口六蔵、武富陽春、陣内利武三名ヲ撰シテ委員トシ赴カシム、各區會ヨリ傍聴トシテ赴ク者、委員ヲ合セテ都合三十二名ナリト云フ、○此會ニ於テ九州ノ政党ヲ目ケテ改進党ト云ヒ各地方部ヲ置キ、本部ヲ長崎ニ設ケ十五年七月一日ヨリ実施スルニ議定アリ」とあって、九州改進党創立大会に参加したことを説明し、同日記に「(三月)二十日ヨリ武富時敏、横尾純喬、地方部組織ノ為メ長崎其他巡回委員トシテ佐賀ヲ發ス」とあり、肥前地方部組織化にのり出したことを記しているが、二十何日かが空白となっている。この点は、『山辺日記』三月二十六日条をみると、「佐賀ヨリ武富時敏、横尾純喬ノ両氏改進党肥前部組織ノ為、遊説ノ為出崎セラレシヲ以、築地清洋亭ニ於テ親睦會ヲ開ク、來会スルモノ二十五名」とあって三月二十五日前後と推察できる。

長崎地区への働きかけについては、『山辺日記』によると、武富・横尾の出崎(長崎へ出かけること)に統いて、同日記四月十二日条に、「午後ニハ築地清洋亭ニ於テ花房・横山・平田等出崎ニ付、懇親會ヲ開ク、來会スルモノ福地其外八九名ナリ」とあり、同月十五日条には「桜町演説会」の開催と山辺の参会の記事もみられる。

同年五月一日から三日にかけて肥前大親睦ノ日ナリ、二三日前ヨリ肥前各地ノ有志者陸続トシテ来リ無慮五十名ニ至ル、宴會ノ席ヲ高木町願正寺ニ設ケタリ、会スル者堂ノ正面ニ自由同等懇親ト大書シタル三流ノ紅白旗ヲ×形ニ立テ、午後二時頃、酒已ニ初ル、各立テ席上演説ヲ為ス、同午後五時ニ至リ席ヲ撤ス、実ニ大盛会ナリキ、二日午前宗龍寺ニ於テ肥前部規則草案会アリ、各部ヨリ各一人ヲ出シテ草案委員ト為ス、同午後ニ至リ草案ヲ終ル、此草案ハ改進会草案委員武富時敏、野田常貞、米倉経夫ガ署ニ作リタル草案ナリシヲ修正セシ者ナリ、○唐津ノ有志ハ明朝ヨリ帰郷ノ筈ナルヲ以テ各地ノ有志ヲ招キ宗龍寺ニ於テ送別会ヲ開ク、各地ノ有志ヲ合セ無慮百名ナリ、演説ヲ終リタル後、三絃ヲ交ヘ頗ル勧ヲ尽セリ午後八時頃席ヲ撤ス、三日宗龍寺ニ於テ肥前部規則會議アリ、此會議ハ各

九州大親睦會ヲ議定シテ改進黨々附、改進黨肥前部親睦會開催廣告  
(明治十五年5月、『西海新聞』)

## 廣 告

小城區、神代區、島原區、諫早區、多久區、

八戸區、上佐賀區、境原區、苔野區、佐賀區

都合十區ノ委員トス、島原區ハ一名ノ議員ヲ

出タセリ、仍テ總數十九名トス佐賀區ヨリ横

尾純喬、野田常貞ヲ議員ニ任セリ、武富時敏

ハ説明委員タリ、唐津大村モ五月一日ノ親睦会ニ來会セリト雖モ唐津ハ別ニ一地方部ヲ為スノ見込ニテ会議ニ加ハラス、大村ハ改進党々則ノ主義書ニハ不同意ナル者ヲ演ヘテ同盟セス、規則會議ヲ終リ常務委員其他ノ撰挙会アリ、武富時敏常務委員ノ撰ニ中ル、神代区深江東三郎、島原区臼井哲雄、苔野区陣内利武、佐賀区野田常貞、横尾純喬、八戸区江口六藏議員ノ撰ニ中ル、石隈吉甫、横尾純喬、野田常貞幹事ノ撰ニ中ルとある。

『山辺日記』五月三日条には「開進会々議ニ出席ス、説明委員武富時敏、議長ニハ江口六藏氏、当撰議員ニハ各区会ヨリ二名宛ニテ其番号姓号左ノ如シ一番村島七郎、二山辺生芳、三梶原土助、四番陣内利武、五深江東三郎、六高橋鼎三、七南里義四郎、八三島佐五郎、九山崎静、十横尾純喬、十一鳥越剛模、十二江口六藏、十三生田源八、十四野田常貞、十五臼井哲雄、十六南里茂之、十七納富堯央、十八谷喜馬太、十九村川宗三郎、二十中島勝正ナリ」とある。『西海新聞』の記事に山辺の名前が落ちているのは、山辺自身が報告したものだけに故意に落したと思われる。したがって島原の中島勝正は辞退したのかも知れない。

肥前部組織大親睦会に先だち佐賀では江藤・島らの慰靈祭が行われた。

『米倉日記』明治十五年（一八八二）四月十三日条に、「願正寺ニ於テ江藤、島其他戦死者ノ靈ヲ祭ル、会スル者二百九名正面ニ明治七年戦没者ノ靈ト大書シ交立こもごもテ礼ヲ為ス、武富時敏祭詞ヲ演説シ江藤熊太郎謝辭ヲ演説シ、其他演説ヲ為ス者続々タリ午後一時頃ヨリ初メ黃昏ニ至リ席ヲ撤ス、此祭事ヲ為スヤ改進会有志ノ發意ニ出テ肥前部組織ノ為ニ設ケタル者ナリ」とある。同日記同月二十三、二十四日条によれば、佐

賀近傍の親睦会に群馬県から日本立憲自由党員新井毫が参加し開進会員こそって歓迎の宴を開いたりしている一方、肥前部組織の精神的支柱に佐賀の乱戦没者慰靈祭を据えたところに佐賀開進会の基本的性格をうかがうことができる。

しかしこの慰靈祭の一件が佐賀開進会の性格のすべてではなかった。『米倉日記』明治十五年八月二十五日条に、「宗龍寺ニ於テ改進党ノ内外ヲ問ハス広ク大親睦会ヲ開ク、去ル二十日頃、松風社発起ニテ朝鮮征討ノ先鋒願ヲ為スノ名義ニテ願正寺ニ集会ヲ為シ反対党ノ組織ヲ為ス模様ナリシヲ以テ益ス改進党ノ主義ヲ確充センカ為メ此ノ会ヲ開キシナリ、会スル者百四五十名各区ヨリ三名以上十名以下ノ委員ヲ撰定スルコトニ決定セラレタリ」とあって、民権派を持つ改進党員と国権派松風社系党員とが対立をみせはじめたことを示している。松風社系の朝鮮征討先鋒願については、佐賀県立図書館所蔵『佐賀県明治行政資料』「明治十五年・官省往復」所収の「建言書」によれば長崎県下佐賀郡本庄村士族田中種審、江副靖臣ら九名連名で太政大臣三条実美宛に義勇兵による先鋒の任を八月二十三日付を以て願出ていることがわかる。松風社は田中・江副らを幹部とする國権主義派の政社で、米倉経夫・野田常貞の両名も明治十三年（一八八〇）一月に退社するまでそれに所属していたのであった。

明治十五年七月二十三日の壬午事変について改進党の反応については、『米倉日記』八月十二日条に、「朝鮮暴挙一件ニ付、改進党ノ論ヲ一定スル為メ、多久、上佐賀、八戸、蓮池、小城ニ通報シ宗龍寺ニ於テ午前八時ヨリ親睦会ヲ開ク、多久ハ来ラス、種々議論カ競コリ結局ニ為ササルヲ以テ各区ヨリ三名以上五名以下委員ヲ撰定シ来ル十五日委員会ヲ開キ委員ノ意見ヲ一定シタル後來ル十七日再ヒ総会ヲ開クコトニ決定セリ此

日会スル者七八十名ナリキ」とあり動搖している。十七日の総会は「各別異論モナシ」として大隈信徳を東京への派出委員にえらんでいる。

松風社の台頭によつて国権主義派が進出、改進党内の民権派にも動搖を来たしたが、四月の慰靈祭もその契機となつたと考えられる。

明治十五年五月の大親睦会のあと、県内各地で政談演説会を開き党勢拡張を計つたが、九月になつて長崎大会が開催され、米倉経夫・江口六蔵・垣内房諧・西川種近・横尾純喬・野田常貞・武富時敏・武富陽春・臼井哲雄・深江東三郎らの肥前部会員が出席、熊本の前田案山子が議長となり、鹿児島の田中直哉らが事務所を東京に置くことを主張したが結局熊本に置くことが決定された。

長崎大会ののち、『米倉日記』によれば、九月十六日、鹿児島の山口尚一・仁礼明名・吉峯皎、中津の矢田宏らが来佐、二十日過ぎには筑前の箱田六輔・頭山満らが来遊、二十四日には日本立憲自由黨の永田一二も来佐していることがわかる。『米倉日記』も十月二十七日条で終つてしまふ。『山辺日記』でも改進党関係記事は、八月十日の「佐賀開進党員親睦会」で朝鮮事件に時を移すといった記事を最後に登場しなくなる。山辺はこの事件には興味を示していない。ただ七月二十六日条では、鹿児島の三州社の河野主一・樺山資美・岡田源太郎・仁田原三郎らの来遊については詳記している。『米倉日記』にも同様の記録があるが、ともに特に反応はみられない。

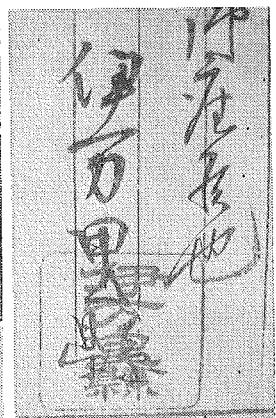
これらの九州改進党各地方部との交流がはじまることによつて佐賀開進会（改進党）がどのような動きを示すかをたどることが今後の課題であるが、開進会員の個々についてより詳細な人物研究の必要性を痛感す

るものである。従つて佐賀の乱から九州改進党の成立に至るまで高木太郎、自明社の北川清次郎、佐賀の乱で賊として銃創をうけた大塚義克・中西新輔・三島佐五郎ら、阿波自助社に学んだ村岡致遠、大隈改進党員高木貞光、開進会員で県会、衆議院に進出した松田・武富・野田・江藤松次郎（新作）らにそれぞれ焦点をあてて追跡しなければならない。しかし佐賀開進会の成立過程を概観するにあたつて、佐賀の乱以降、国権論と民権論とが同居し、民権論の成長過程で再び征韓論に基づく国権主義への回帰が明治十五年という時点でのみられるることは否定できない。

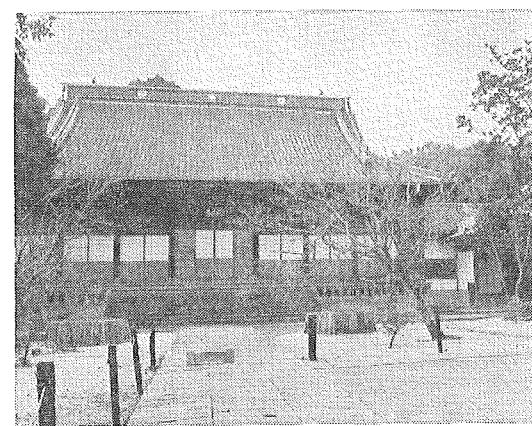
### （三）佐賀県の成立

明治四年（一八七一）七月十四日廢藩置県の詔が出ると、藩はすべて県となつたが、佐賀県（藩）と嚴原県（藩）の二つが、まず同年九月三日付で伊万里県となつた。

佐賀県立図書館所蔵『佐賀県明治行政資料』所収「官省進達」によると、明治四年八月五日佐賀県は民部省宛に、伊万里へ県庁を移したいという同書を出している。理由としては古くからの陋習を一新したいというのであった。九月三日付で伊万里県と改称することの許可が出され、十四日には達書が到着し、同史料「両京往復」によると九月十八日伊万里の円通寺に移転したのであった。旧城下佐賀町には意外というべきであったろう。同年十一月十四日には、蓮池県、小城県、鹿島県、並に伊万里県を廃し、改めて以上の地域に伊万里県を置いた。同年十二月二十二日初代伊万里県権令として旧茨城県参事であつた山岡鉄太郎（鉄舟・高



伊万里県の印



伊万里県庁にあてられた円通寺(伊万里市松島町)

歩)が任命され、翌五年二月二十四日付で免官となつたが、権令としての実績は明らかでなく、ただ県下を深編笠で巡回したという伝承が残っているだけである。伊万里県から大蔵省宛の同書によると明治五年一月一二日から十八日まで滞在していたことがわかる。明治五年五月二日付で浜松県権令多久茂族が伊万里県権令として転任してきた。多久権令は着任するや直ちに五月九日付で県庁を佐賀へもどしたいという伺いを大蔵省に出している。

一、伊万里ハ海辺ニ候得共、西隅ニ寄リ陶器積ミ入ノ為メ旅船ノ出入ヨリホカ稀ニシテ、佐賀ハ豊後路ヨリノ大河ヲ受ケ筑前手近ニシテ、筑後ニ接シ、米穀ハ勿論、其他旅船大抵此河ニ滯船、物価相場ノ都合、同地ニコレナクテハ速ニ分明仕ラザルニヨリ、其時ニ官吏ノ出役ナド致サセ候儀ママコレ有り候コトニ御座候

二、(伊万里)

同所ノ景況、是迄士分等ノ止宿稀ニシテ、況ヤ県庁御引移ノ上ハ吏員ノ居住ヲ恐怖シ、タダ窮屈ヲ思想シテ終ニ老幼迷惑ノ情少ナカラズ、従ツテ民情差部リ宜シカラズ、尤此年(伊万里へ)移府ノ儀ハ御都合モコレアリ其所ヲ異ニシテ弊ヲ御一洗ノ術

ヨリ仰出サルル儀ト察シ奉リ候エドモ、モハヤ方今ニ至リ現実ノ御都合専ニコレナクテハ難渋、且諸官員多ク佐賀表ヨリ在勤ニ候エバ、公私ノ要用ヲシテ旅行ノ冗費又少ナカラズ將土地ノ便、風候ノ良キ管内ヨリ余ニ需ルヲ得ザル儀ト存ジ奉リ候

一、伊万里ハ土地狭少ニシテ物品及ビ農工ノ手間料、他ヨリ余程騰貴ノ方ニ御座候

一、佐賀表ノ民情ニおき、前条伊万里ノ民心ト大ヒニ異レリ、一旦伊万里エ移府、猶復序トモ御座候エバ果シテコレヲ幸ニシ一際御革新ノ肯綮俱ニ有リ難ク尽力仕リ、然ル上ハ彼ハ忌ミ是ハ好キ双方御弁理ノ道ト存ジ奉リ候

一、前条然ル可シト思召サレ候エバ佐賀表ニハ別段御造當相成ラズ候トモ其ノ儘御所用相成ルベキ箇所、充分コレ有リ、然ル処、伊万里方井手造築土開等、モハヤ御取扱ニモ候得共、落成マデノ御失費莫大ニ相上リ申スベク、且同地エ出張所等取り設ケ候場所ニモコレナク、全ク無用ノ御費用ト存ジ奉リ候

こうして明治五年(一八七二)五月二十九日、佐賀へ移府し、伊万里県を佐賀県と改称した。さらに同年八月十七日対馬国一円は佐賀県をはなれて長崎県へ移管された。

こののち明治九年四月十八日、佐賀県は三浦県へ合併され、同年五月二十四日に松浦郡、杵島郡、同年六月二十一日に藤津郡が長崎県へ編入され、同年八月二十一日にはついに三浦県も廢され、佐賀、小城、神埼、三根、養父、基肄の各郡もすべて長崎県へ移管されてしまった。

以後、郡区町村編制法による行政区画、府県会規則による県会の発足など、長崎県管下においてすすめられたのである。

大区小区の改変も県名が変るたびに変遷し、まことにあわただしい情勢であった。

明治十五年（一八八二）になって佐賀県復県運動が起つて來た。長崎県立図書館所蔵『西海新聞』明治十五年二月十四日付、雑録に、

（長崎県）  
県下佐賀近辺に於て近來長崎県庁を佐賀町へ移転せられんことを出願せんなど云触らせとも左にあらず、（このころ）頃路同町有志の士、所々に寄り集り佐賀県再置の儀を出願せんとて昨今頻りに協議中なる由、併し未だ惣代委員等を撰ぶ程の運には至らずといふ

とあり、また同年二月十六日付の同新聞、雑録には、

「昨日の紙上に掲載せし佐賀県再置願の件に付、今其続報を得たれば左に」

原口良輔、松永方一氏等の有志者本月一日佐賀郡高木町觀照院に於て集会協議の上、仮委員原口、松永、福地貞男、武富剛藏の四氏を撰挙、去八日再び同郡松原町宗龍寺に於て申合規則を議決し、其議決に依り十二日委員の撰挙会を宗龍寺に開き、元小路、村落、市街の三部に區別し六人づつの委員を選挙した。但しその人名は、元小路に原口良輔（注・厚生会社支配人）、松永方一、横尾純喬、花房重治、武富剛藏、石隈吉甫、市街に栄銀行伊丹文右衛門、下村文蔵、野田為一、二戸栄太郎の諸氏なり、但し出席人数一日は三十五人、八日は三十四人、十二日は七十人余、欠席共合せて凡百人

本月七日議決したる条項は左の如し

第一条 佐賀県旧復の主旨を各郡に協議すべし、先以佐賀地方人心を結合する如何（可決）

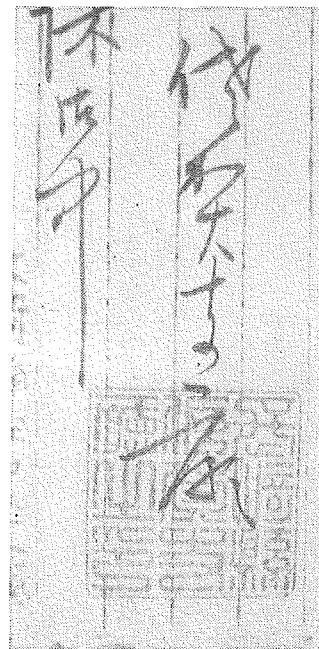
第二条 費用を当分調金を以て支弁し追て同意者一般に協収する如何（但し人員は十名にて可然か）修正

#### 十八名を決定す、仮り委員草する処の主旨書

##### 佐賀県を復するの議

回顧すれば明治九年、我佐賀県を廃し三浦県に合し已にして又再び遠く長崎県に併せられ士民の不便は言を喰す、隨て農工商の事業、日に月に衰弊し、終に今日の景況に及べり、其慨歎の至に堪へず、而今や之を挽回興復せんと欲せば則佐賀県を復するに如くはなし、勿論當時にありても復県の論、頗る沸騰せしも生憎七年暴挙の後、猶未だ久しうからず、故を以て或は又再び朝命に抗する嫌に觸れんことを恐れ畏懼讒もして公然歎願の手続に及ばざりし所になり、夫れ府県区画の配置は土地の形勢に由り人民の便否を謀らざる可らざるは普遍の確論にして就中人民の便否即ち人情風俗の異同を察せずんばあるべからざるなり。

抑制前の國の地形たる西海に藍縷の如く岐出し山嶺紛錯若干の区域を分画し併て孤島半島を点綴し、收拾統一の姿に乏し、且つ我旧藩の如きは勿論、其他平戸、大村、五島、皆是鎌倉足利以来の旧封にて各大然



長崎県佐賀支庁の印

山河の区画に拠り鎖国自守の政化を以て民を浸漬せしこと甚久しく一国内の種々の風習を頑結する者数百年、今に至りて猶氷炭相容れざるの姿あるも亦是自然の勢なり、区々の小藩猶然り況んや堂々たる大藩に於てをや、而て今や強て之を合併し同一の政令を以て之を御せんとすれば人情風俗の異

## 市制施行と市勢の発展

なるに随て其人民を待、或は此に薄ふして彼に厚く、彼に深くして此に浅きが如きの情態なきを得ず、是れ人情風俗の異なるに因りて区域を画させる所以にし（て）而佐賀県を復するの至当なりとする理論の要領なり、且つ県庁の所在を論ずれば、必ず此佐賀を以て適当の地なりとす、是一地方の私情に属する者の如くと雖ども抑人家稠密百貨暢済の地は必ず一大庁を置かざるべからざるの理由なり。見よ旧藩主の家禄二、三十万石以上の封地は今猶其跡に県庁なきの処なし、偶これを他に合併するも数年ならずして再びこれを復せざるを得ず、徳島県、福井県、鳥取県の如き是なり、聞く鳥取県の如き県を廃して以来、数年にして土民貧困窮苦の極、終に共済社といふ名さへも忌むべく嫌ふべき一大会社を結合し、至る処公然富民の金穀を掠奪するに至れり、其所為や固より悪むべしと雖ども其情や已むを得ざるに出る。亦以て少し憫諒すべきなり、我佐賀地方人民の如きは万々此の如きの暴行は余輩断然其これ無きを保せんことを欲するも衣食足て礼儀を知るの確言に因て考ふれば貧困窮苦の余に或は不良を謀る者なきを必しがたし、是、復県の一日も急にせすんばあるべからざるの情実なり、前陳の理由を以て論すれば今日余輩の諸君とともに復県を政府に請願せんと欲するの至当なるは勿論、政府に於ても決してこれを允許せざるの理なきを信ずるなり、其他地方経済上等に就てこれを細論せんと欲するも徒に冗長に属するを以て今これを贅せず、諸君それ、これを諒せよ。

とあって、その事情を知ることができる。

こうして、明治十六年（一八八三）五月九日、長崎県から分離独立して佐賀県が設置されたのである。

明治九年以來、七年ぶりに佐賀町は県庁所在地に帰り咲き、政治・経済・文化の施設や組織が充実してい

ったのである。

佐賀県再置前後の佐賀町周辺のようすについて、『佐賀県明治行政資料』や当時の新聞などでうかがつてみよう。

明治十二年二月二十八日付、『西海新聞』によると雑報として、「先に長崎区長になつておられた佐賀の家永恭種氏は此節同志と申し合せ佐賀に米商會社を設立するの願書を県庁に出されし由、佐賀には別に迄、米商會社の如き者ありしが、此度願出になりしは別に設立の模様なりと」とあり、家永恭種は明治十六年からは佐賀郡長となつた人物である。

（長崎）

同新聞、同年七月三日付にある「県下佐賀の近況」として

○第百六国立銀行は創造中なるが未だ事業挙らず

○士族の就産至つて稀なり、公債証書の利子を喰むを最上等とし証書を喰もの中等、喰うて又術なきもの下等とす

○旧佐賀藩は士族禄高尤多き故、公債証書下附以降、金銭融通余程宜しく、併し例の猾商等、日歩を貧ぼる事、殊に甚しく、貧生咽を干すは近きにあらん歟

○小学校は五、六ヶ所ありて何れも可なりに教育行届く

○裁判所、区裁判所共、隨分五繁多、東西松浦郡庄屋地の訴訟、現在審理中の拾七件は頗る當裁判所の難訴にて未だ一件も裁判なし、此の答弁には同所士族武富孔邇氏が専ら尽力さるる由

○代言代書人は随分多し、併し屈指の人を聞かず



明治15年『西海新聞』（長崎県立長崎図書館蔵）

下各地で起とり、本来は官で定めた規則に従つて今日の公共図書館に類似したものであった。当時の記録によれば東京日々新聞一部ずつ一ヶ月の購売料が十円六十八銭であったという。教員・神官などが「誦讀」といって大衆に読んで聞かせる方法をとっていた。県下各地の新聞縦覧所の届をみると、かなりの普及度が推測できる。

#### 与賀町与賀馬場劇場（喜楽座・喜楽舎）が創設されたのも

このころであったと考えられる。前項でも述べたように、明治十四、五年（一八八一、八二）には討論会・演説会の会場にも利用されていた。

同紙同年十月八日付の「佐賀市中の近況」では、

○（城内大広間）郡役所は事務御多忙郡長家永氏は随分人望あり評判よろし

○警察署は近頃強盗或ひは悪漢（邦言にて「イケバヨシ」と云）の御所置後は万事御注意故、人民大に安堵せり

○政党は何に故にか更に振起せず頑固卑屈、察すべし

○士族は稍や興産起業に着目する姿あり

○厚生会社ならびに殿橋舎は随分前途の目的立ちたり、目下盛に事業も運び居るなり



与賀馬場劇場喜楽座の跡（与賀町）

旧唐津藩における特殊な庄屋の役地を小作人とその所有権で争った事件を指している。この事件の解決をみたのは明治二十年（一八八七）になってからであった。代言人や代言人組合などについては前項でもべたとおりである。新聞縦覧所についても、中央の新聞や雑誌、官報などを縦覧させる事業が明治十年ごろから県は長崎県令北島秀朝宛に小学校の統合・改造など生徒の増加に対応する策をのべ伺いをたて努力しているようすがうかがえる。相浦肇は佐賀中学校の初代校長でもあったが、かつては佐賀の乱で反乱軍に参加した人物であった。裁判所で問題となっていたのは

○同所士族徳久、村地氏等が主として開設したる新聞縦覧所は外に目的の事業もある由に聞く  
○与賀馬場劇場にて中村芝翫の一座を興行せしに大當大當  
○町村委会も未だ開設なし

○米穀は日に増し騰貴、三ツ俵壹俵式円五拾錢に至る

とある。銀行設立の動きは明治十年（一八七七）六月ごろからはじまり、明治十一年九月には吉賀銀行、十二年三月には百六銀行も事業を開始していた。士族授産はどちらも同じで成功にくつかつたようである。小学校の経営については明治十年二月、第四十大区々長の松永方一、同一小区戸長兼学区取締の白浜雅知・相浦肇ら

とある。銀行設立の動きは明治十年（一八七七）六月ごろからはじまり、明治十一年九月には吉賀銀行、十二年三月には百六銀行も事業を開始していた。士族授産はどちらも同じで成功にくつかつたようである。小学校の経営については明治十年二月、第四十大区々長の松永方一、同一小区戸長兼学区取締の白浜雅知・相浦肇ら

は長崎県令北島秀朝宛に小学校の統合・改造など生徒の増加に対応する策をのべ伺いをたて努力しているようすがうかがえる。相

浦肇は佐賀中学校の初代校長でもあったが、かつては佐賀の乱で反乱軍に参加した人物であった。裁判所で問題となっていたのは

反乱軍に参加した人物であった。裁判所で問題となっていたのは

○本月中旬は松原社の秋季祭あり生花の会等例年の如く盛ならむと予想せり

とあって家永の郡長就任は明治十五年（一八八二）からかとも考えられ、警察制度では二署十四分署から武雄警察署が明治十五年四月八日に設置（昇格）され三署十三分署になって充実してきた年でもあった。

明治十五年十一月『西海新聞』は『鎮西日報』と変わった。『鎮西日報』に変わってから佐賀郡新庄郷（八戸溝村・森田村・蠣久村・鍋島村）の小学校に関する記事が注目される。当時の学校設立の事情などを知る好史料である（十一月二十六日付・佐賀通信）

是れ迄此の新庄郷を二学区に別ち八戸溝、森田の二村を新庄学区とし蠣久、鍋島の二村を蠣久学区とす、二学区内小学校五校にして其の生徒合せて四百余名あり、然るに本年三月頃八戸溝村堤某、右の二学区を合併し五小学校を廃して更に一大の小学校を建設し一層教育を盛んにせむことを希望せり、蠣久鍋島森田の三ヶ村戸長北島梅之助氏、八戸溝村戸長梅野伊七氏へ謀りしに両戸長も大に之れを賛成せり、同五月に至り漸々両学区連合会を開き、始めて合併新築の事を議決す、依て各支村に於て小世話人三十八人をえらび毎村一人づつの大世話人を投票せしに蠣久村よりは陣内香行、鍋島村より横尾寿七、森田村より嘉村藤作、八戸溝村より中島与左衛門の諸氏其の選に當りし諸氏大に奮發し爾後、日夜身を新築の事に委ねられたり、就中嘉村藤作氏は旧藩時より数十年土木係りを務められしを以て土木のことは同氏の尽力多きに居れり、さて最早新築も大半落成に至り本年中には定めて盛大なる開校式を施行するに至るべし、右学校の敷地は凡そ八百坪計りにして其の周囲に土手を築き教場は三間に六間あり、之れを十二教場に分け教場遊歩場の間に清水を通せり、其の構造の堅固にして且つ整頓せるは我が佐賀地方にては未だ曾て見ざるもの



明治期佐賀市街明細地図にある～名の部分

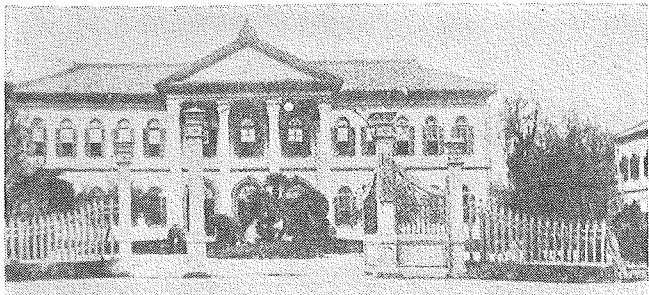
の如し、校名は養正小学校と称す（是は郡長家永氏の名たる所なり）、又右に付き有志者寄付金等多々あり、就中尤も奇特と云ふべきは八戸溝村成富利兵衛といふものなり、郷中に於て金満家といふ程にも有らずして金百円の多額を寄附せり、實に感心するに余りありといふべし、其他寄付人外々あり追つて詳細取り調べの上統々報道すべし云々とありたり。

『鎮西日報』同年十一月二十九日付には、佐賀物産会社が經營不振のため、真宗本願寺門徒からの協力をとりつけた記事がある。

同紙明治十六年（一八八三）一月二十五日付「佐賀郡通信」によると、「市街区は旧城下に係る一団の地にして士族小路の部分は維新後一時は何組と称へ後、村名となりしが一昨年中更に町名に改称ありしより現今全市町数三十三ヶ町戸数四千七百裁判所警察署其他の官衙及び諸会社等は市内各所に星散碁布し」とあって、旧城内の郡役所を、新馬場・与賀馬場の中間

にある中学校と交換することを伝えている。また別項でも述べたとおり、旧藩以来の「小路」が明治三年（一八七〇）には「組」とよばれ、明治十一年郡区町村編制法にもとづき、町と村に統一するため小路を町とも村ともされず、変則的ではあるが藩政時代に村のこな小字としてあった「名」に改め「何々名」とし、更に明治四十一年九月、二十区に区分して区長を設置したとき「何々小路」と改められたのであるが、その「名」と称したことの唯一の文献史料である。

地名		戸数	人口	寺院	学校	人力車	荷車	馬車
下今宿町	九二	二三九	五三一	二	一	一三	四一	
糸屋町	三〇八	一一九二	二	二	一	一六	五五	
材木町	一〇七	一三八六	一	三	三	三	三	
牛島町	二二七六	四八〔五〕カ一	三四	四	四	五四	五五	
柳町	二二五六	四〇六	四	四	四	一六	一六	
蓮池町	二二四二	二六八	一	一	一	一	一	
高木町	二二八八	八八八						
上芦町	二二五二	三七二						
吳服町	二二一八	九二						



明治期の佐賀県庁

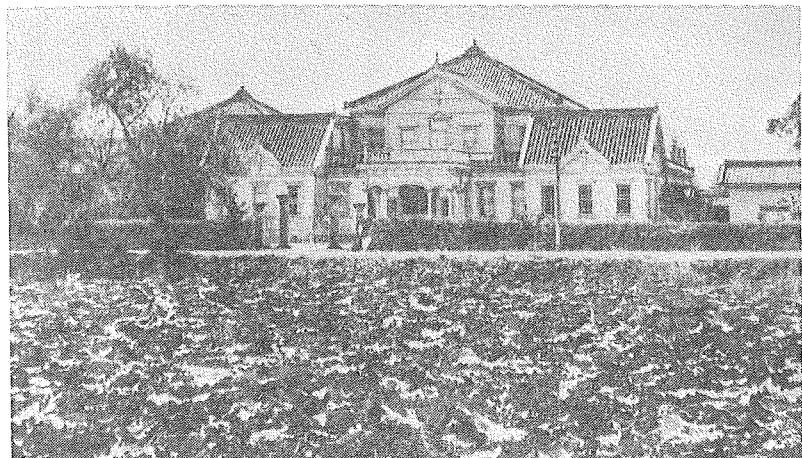


佐賀県令 鎌田景弼

とも盛なり、漢法私立病院は熊本の村井氏月六十有余才の老人なれどもその勉強実に驚くべし、したがつて評判頗るよろしく々、士族、共立の運転所とか養蚕舎とかは担当人の是非を論じて未だ実地の業に着手せず（方言に佐賀の長詮議といふは是等をやいふならむか）次に同じく『鎮西日報』によつて佐賀県庁の開序のようすをうかがうことにする。

壇にせめぐの私情を放れて両銀行の資本を（利子の歩合等には意を注めず）合一し其の全力を以て佐賀地の繁栄を謀るに同心協力せば蓋佐賀地人民の幸福ならむ、銀行の營業光榮は何れか劣るや、当局者思惟する所あらまほし、厚生会社は前途の目的もや立ちたるよし、白山会社は資本の足らざるより横尾氏に

『鉄西日報』明治十六年（一八八三）四月一日付「佐賀通信」から主なものをひきうど  
國立銀行は依然たり（土人（土地の人）は御役人銀行と字せり）其他、栄銀行、三省銀行、丸三銀行支店、三友銀行  
支店いづれも可なりの繁昌なり、生等（記者）は栄、三省兩銀行につき遺憾に堪えざる所あり、佐賀市中の戸數人  
員及び他県人の出入等詳細に調査し沈思熟考するに些さたる資本を以て各自銀行を維持せしむるよりは寧ろむし



明治30年頃の佐賀県会議事堂

新任の佐賀県県令鎌田景弼は明治十六年（一八八三）六月十九日午後四時に到着した。さしあたり宿所を本庄町伊丹文右衛門宅に定めた。各郡長、戸長、県会町村会議員、銀行員、警察署長、人民総代、中学校小学校教員、生徒、先着の県官たち数百名が出迎え、人力車数十台をつらね、町は大混雑であったという。その夜は花火を打ち上げる予定であったが開庁式に実施するよう変更したという。旧藩主なみの歓迎ぶりであったことがわかる。仮県庁は中学校に決定した。開庁式は七月一日行われた。鎌田県令は型どおりの祝文を読むことをせず、直接官民の代表に挨拶をし、官民の調和を強くのぞんだ。臨席したものは皆感激して肅然となつたという。当日は市民たちの手で昼二十本夜三十本の花火を打ちあげている。県庁舎が完成したのは明治二十年（一八八七）十二月のことであった。

佐賀県が復県すると当然県会も長崎県から分かれ独立した。  
明治十六年八月十三日、最初の佐賀県会は願正寺で開か

れ、議員定数三十三名であった。これより先、長崎県管轄下にあった明治十二年三月、長崎県会開設にともない佐賀（県）地方からも二十六名の議員を選出、その初期長崎県会においては議長松田正久、副議長江口六藏と佐賀（県）地方選出議員が活躍していた。佐賀県会開設後、県会議事堂が北堀端に新設されたのは明治十九年で、のち、明治二十九年県庁西側に新築をみた。

#### 四 佐賀市の成立

明治二十一年（一八八八）四月十七日法律第一号として市制・町村制が公布された。翌二十二年四月一日の実施までに各市、町、村では合併などをはじめ新制度に対する研究が行われた。

市制・町村制の実施によって佐賀市の各町は佐賀郡の管轄をはなれ、郡内各村は合併を行ひ二十三か村となり、各村に村役場を設置し、村長・助役・収入役各一名、書記若干名を定めて出発した。

『佐賀市史』上巻（二二五ページ）によると、明治二十一年十一月二十日佐賀郡役所の示達によつて各町から正副二名ずつの総代が選ばれ市制・町村制について講究が行われたという。県庁内にも書記官大河平隆を委員長とする「町村制実施取調委員」が設置されていた。佐賀市街については県、郡役所の方針としてまづ町制をしき、状況を見た上で市制を施行すると考えていた。

佐賀郡長武富時敏も佐賀市街地の五戸長に町制実施の線で意見を求めたところ、次のような答申を出した。

町制区域御諒間に付御届

## 市制施行と市勢の発展



中の小路にあった佐賀郡役所

明治二十一年十月二十二日  
旨連署を以て及御届候也

佐賀郡長瀬町戸長	東 島 忠 八
同郡柳町戸長	池 田 嘉 八
同郡中町戸長	大 坪 作 太
同郡与賀町戸長	江 里 口 彦 介
同郡水ヶ江町戸長	廣 渡 豊 展
佐賀郡長 武 富 時 敏 殿	

この答申についても県側としては内務省の訓令に違反しないかと憂慮してその取扱い在京中の知事石井邦猷に打診した。

この答申をみてもわかるように、すでに国会開設直前における市民意識として町側と小路側との間で、いまだに「人情習慣」が異なるなどと考えていて注目したい。環境や生活様式に違いがあるのは当然であるが、藩政時代の「お小路」・武家屋敷住いの特権意識が働いていたことは否定できない。「郷村と城下町、お小路と町家に就いては、藩政統治の上にも自然の差別があった」(『佐賀市史』上巻)のである。

このときの案で北佐賀町に区分されていたのは柳町外二十七町で、南佐賀町に含まれていたのは水ヶ江町外五町と木原、多布施、本庄、袋、牛島各村の一部であった。

市制実施を主張した人々は江副靖臣らの有志たちであった。その主張を『佐賀市史』上巻(一二九ページ)によれば、

佐賀市街は元大藩の城下町で、現在県庁の所在地であり人口二万五千に上り、其の人民は知識に富みて、市制を施行すべき品位と資格を有し、職業習慣その他人事の交渉亦頻繁にして、郡村と全く其の趣きを異にし、固より郡治の統轄に属すべきでない、況んや時運の進化に随ひ、社会の事業年々繁忙に赴くは自然の理勢である、則ち我が佐賀市街人民は、宜しく此際に於て郡治の統轄を離れ、全市を通じて一團となし、行政監督の階級を少くして其の複雑を省き自治の活動を円満ならしめ、以て佐賀の名譽を保つと共に幸福を増進すべきである。

とあり、明治二十一年十二月二十日夜、北堀端協和館に有志が会合し協議した。そこにおいて市制実施の請

追々町制御施行に付ては、家屋櫛比、土地連絡の場所は成丈け一町区域に画定候様、其筋より訓令有之旨を以て、本郡市街五戸長区域を一團一町に画定すべきものに候得共、爾後右区域統治上に支障等有之候ては、反て此の法制施行の大意に悖戾す、因て現

今之各部内情勢御諮問に付、我々猶ほ篤と勘考するに当市街は元市街(町人街)、元小路合併のものに候得者、民情風土の如きも自ら異り、殊に数万の人口統治の事務、何分同一に施行し難き情況に候條、從來の両戸長区域(即ち小路側)を南部とし、三戸長区域(即ち市街側)を北部として区画すべき方得策かと存候、此

願をまとめ、内務大臣に提出しようとした。原口良輔・石丸忠英・松尾良明の三人が代表となり、まず県の大河平書記官を訪れて説明をした。大河平書記官は県側としてまだ市制施行については調査研究していないことをのべ、請願があれば市制取調べに着手する旨を伝えた。江副靖臣らは統いて十二月二十二日協和館に集会し「市制町村制取調べ明細表」などを編成し、市制を施行する方が町制を施行するよりも経費を軽減できるとよびかけたので、多くの賛成者を得ることができ、明治二十二年一月十一日、町民二千七百戸の同意を得て請願書を作成、佐賀郡役所を通じて県庁へ提出した。

この市制主張派の人々は家永恭種・江副靖臣・副島勝忠・大塚鉄造らが中心であり、町制主張派の中心人物は村岡致遠・米倉経夫・野田常貞・大塚仁一らであった。どちらも明治十四、五年ごろの旧九州改進党（佐賀開進会）のメンバーであったが、江副らはそれらの中でも右翼的な松風社に属する人々であった。

『佐賀市史』上巻（二三〇ページ）には、「或人をして謂はしむれば町制希望論者は保守的に傾き、市制希望論者は進歩主義と見らるべきも」他面では政党的立場に立つての対立であるともいえるとしている。しかし、むしろ江副たちが国権主義的立場をとり、町制派の米倉らが進歩的な民権論の立場をとっていた。元来両派ともに自由党系の旧九州改進党であり、国会開設を前に分派して町制派の人々は武富時敏を中心とする郷党会に結集し、肥筑日報を機關誌とした。市制派の人々は同成会に結集し、佐賀新聞に依って対抗していった。県下における政党政派の対立関係は複雑であり、のち明治二十五年第二回総選挙を頂点としてはげしく抗争していく。

ここで町制派の意見を『佐賀市史』上巻（二三三ページ）によってみると、

佐賀の市街が藩政以来の城下町で、他の郡村部落と其の事情を異にし、現今戸長役場所管に就ても、此の趣きを加味されていることは、市制派の謂ふ通りであるが、佐賀の市街が今後郡治の統轄より脱出して郡村と分離し、市街全部を通じて一団と為し、之に市制を実施して独立の行政区域となれば、ヨシそれが適当であり、名誉であるにしても「市制」といふ独立行政区域の負担は、蓋し町村制を実施するに比して多額に上るべく、或は市民は其の負担に堪へざるに至らんかを憂慮する、若し此の結果を招來する如きことあらば、徒らに土地の名誉や外見を張り市民を塗炭の苦境に陥るゝこと、苟も有志として為すべき事であらうか、やはり官辺の意見の如く、先づ町制を実施し、そして経費負担の実力を考慮し、徐に市制を施行すべきである。

というのであった。市制派は前述のように市民負担は町制の場合より軽くなると論じていた。結局この経費の点が問題点となっていたのである。両派ともに肥筑日報と佐賀新聞によつて論陣を張っている。さらに郡立病院好生館の経営も市制実施の場合に問題があるとして論点にあげられた。

明治二十二年一月になつて十六日、市制派は町制派に対し公開討論を要求することとなつた。『佐賀新聞』（明治二十二年一月十七日、十九日付）によると以下のことおり記している。

我々儀先般來、有志者申合せ當佐賀市街に市制施行相成度旨県庁へ願ひ出居候處、貴兄等に於ては、町制施行御希望にて其の御計画中の由、今日に至つては徒に党派の競争の如き觀を呈し、随つて一般市民は其方向に迷ひ候様移り行き、實に当地方の利害に関する少なからざる儀に付、明十七日午後一時より、和館に於て各二名づつの委員を選び篤と其の利害得失を討論し、其の帰決する處に従ひ方針を一定致度

候、其の討論は公然一般市民をして傍聴せしめ、向後彼是れの浮説流言に迷はざる様可致候、否や直に御確答相成度此段申進め候也

第一月十六日

市制請願有志者總代

江副靖臣

副島勝忠

村岡致遠殿  
大塚仁一殿

これに対し町制派は立会演説会を求めてきた。

協和館討論云々の御照会、我々に於ても両制施行上、佐賀市街の榮枯盛衰に関する重大事件に思考罷在候、然れども委員をして討論をしめ、公衆を傍聴せしむるは政談に涉るの嫌ひも有之、且つ好結果も期し難く存じ候得ば御同意致さず候、依て劇場に於て、市町制施行得失意見の立会演説をなし公衆をして傍聴致させ候事然るべくと存ぜられ候間そうちあいだ。此事御同意に候得ば詳細の廉々直に御打合せ申上度候条、尚御回答有之度候也

一月十六日

大塚仁一  
村岡致遠江副靖臣様  
副島勝忠様

これに対し江副らは次のように回答した。

致拝見候はいんいたしそう、市町両制施行は、實に佐賀市街将来に向て利害の關係重大の處、目下市民一般之が為に疑惑を抱く者少なからず、因て御互に討論研究して之を一定するは甚至急緊要の事に有之候、然るに両劇場共只今興業中にて、とて三日は使用出来難く、さすれば之が為に時日を遅延するは遺憾の次第に候、且つ委員をして討論研究するは政論に涉る嫌ひは決して有之まじく、わたり猶念の為には此方より警察署へ差文へざる様申立つべく候、且つ傍聴人は市街人民にて即ち関係の者のみに付公衆と申す訳にも無之、かたがた苦しからざる儀と相考候条、最初申進め候通り御同意相成度候、此旨御回答旁申進め候条折返し御報知下され度候也

第一月十六日

江副靖臣  
副島勝忠村岡致遠殿  
大塚仁一殿

ここでいう両劇場とは与賀町の喜楽座と新馬場の新栄座のことであった。町制派はさらに回答を送り、再度の貴書致拝誦候はいじゅいたしそう、立会演説の儀は場所差支への御懸念に候得共、両劇場の内一方は必ず相談

出来申すべく、万二両所とも相談整はざる節は寺院にても苦しからず候間、公然立会演説会の傍聴人にも貫徹致すべきに付、尚ほ御再考相成度、又討論会の儀は先刻も申述置き候通り到底好結果を得ざる事と被考候条、断然同意仕らず候、此段御回答まで早々、翌十七日市制派は町制派に最後通知を送った。

御再答書拝見、我輩は先書にも申述べ候通り、市街公益の為に互に其の得失を研究し、其の帰着する所従ひ、共に協力一致して市民の方向を一定致し度き精神より、再度まで討論会を請求致したる儀に有之、演説会の如きは唯公衆に傍聴せしむるの便あるのみにて、得失を研究するの具には之れ無く、加ふるに（演説会）該会を開くには其間數日を費し、今日の急に適すべからず、然るに言を演説会に托し討論を御謝絶相成候は、全く市街公益を図るの御精神無之ものと見做さざるを得ず、我輩は公益を図るの精神なき者に対し、強て討論を請求致さず候間、左様御承知可ならべく被成候也

ついで町制派も最後の通告を出した。

一翰拝具、昨日は御両公より協和館に於て、町市両制の利害得失に付討論会を開き、公衆をして傍聴せしめ、佐賀に於ては町制孰いすれが便なるかを慥かめんとの御申込あり候處、小生等に於ては公衆一般に向つて、両制の利害得失を吐露し、之を表明するは討論会を開くよりも、立会演説を為すこと至極良方法なれと考へ、直ぐ御両公に対し立会演説を申入れ、必ず御同意の事と心私ひそかに喜び、御返辞如何を待居り候處、豈圖あにらん演説を討論に托し、良方便なる演説を謝絶致され候は、是れぞ貴殿等の所謂市街公益を図るの御精神無之ものと見做なざるを得ざるを以ての御座候、勿論我輩に於ても自分勝手を言張り、執拗しつように偏屈なかつて町制派も最後の通告を出した。

る者に向つて立会演説などの請求致さず候間、左様御承知有之度候也

これで両派の討論会あるいは演説会は開くことができなくなつた。両派からの知事にあてた請願書はいずれも却下されてしまった。両派はさらに上京運動員を派遣するにいたつたが明治二十二年二月に入つて町制施行決定のうわさが流れた。

こうするうちに明治二十二年二月十一日、大日本帝国憲法が発布され、各地では祝賀会が催されていたが、こうした祝賀ムードのなかで、二月二十三日から三日間にわたり熊本では旧九州改進党大親睦会が開かれ、町制派の村岡致遠・米倉経夫ら郷党会のメンバー二十五名が出席するにいたつたが明治二十二年二月に入つて町制施行決定のうわさが流れた。

佐賀縣令甲第十三號  
市制施行ニ付市ノ區域別紙ノ通相定メ内務大臣ノ認可ヲ經テ本年四月一日ヨリ之ヲ施行ス  
但名稱ハ経済市トシ舊町名ハ大字トシテ之ヲ存ス  
明治廿一年三月廿三日 佐賀縣知事石井邦猷  
佐賀縣肥前國佐賀市區域  
佐賀郡佐賀○水ヶ江町、全東田代町、全松原町、全興賀町、全赤松町、全西田代町、全柳町、全細屋町、全

市制施行の県令(明治22年3月26日付『佐賀新聞』)

り、大同団結運動(條約改正運動)へ向かう性格をもつていた。ただ同成会としては単なる旧九州改進党の再編と考えていたようである。佐賀地方の政党としても全国的ないしは九州一円の運動に参加しなくてはならなくなつたため、市制・町制でいつまでも争つてはいるわけにはいかなかつたのである。

こうした曲折を経て結局明治二十二年三月十八日官報(内務省告示第十号)をもつて市制施

行が決定した。さらに県令甲第十三号をもって次のように達しがあつた。

市制施行ニ付市ノ区域別紙ノ通相定メ、内務大臣ノ認可ヲ経テ本年四月一日ヨリ之ヲ施行ス、但名称ハ

佐賀市トシ、旧町名ハ大字トシテ之ヲ存ス

明治二十二年三月二十三日

佐賀県 知事

石井邦猷

市域としては從来の三十四町と周辺の村の或部分を佐賀市に組替分属した。

○水ヶ江町戸長区域に入る分

木原村字安住（七三一番から七三二番まで）

袋村字大崎（四一五番から四三六番まで）

○与賀町戸長区域に入る分

多布施村字四本谷（八六八番から九三二番まで）

本庄村字四本谷、新地、西精、中ノ館鬼丸（一、三三〇番から一、三七七番まで）

○東田代町戸長区域に入る分

牛島村字寺小路、木塚名、矢矧町、田代、天神名、江湖端（九〇五番から一、〇〇一番まで）

市の執行機関は町村の場合と異なり、市ではプロシアの制にならつて、会議制の市参事会が市を統轄してその行政事務を担当し、かつ市会を代表した。市参事会は市長・助役および名誉職参事会員をもつて組織する。名誉職参事会員は市会で市公民中三十歳以上で市会議員選挙権を有する者の中から選出した。市長は市参事会の議長となり、市政一切の事務を指揮監督する。市長は市会で推薦する三名の候補者中から内務大臣

が上奏裁可を請うことになつてゐた。ちなみに「市制」の主な部分を摘要してみよう。

### 第三章 市政

#### 第一款 市参事会及市吏員ノ組織選任

第四十九条 市ニ市参事会ヲ置キ左ノ吏員ヲ以テ之ヲ組織ス

一、市長 一名

一、助役 東京ハ三名京都大阪ハ各二名其他ハ一名

一、名誉職参事会員 東京ハ十二名京都大阪ハ各九名其他ハ六名

助役及名誉職参事会員ハ市条例ヲ以テ其定員ヲ増減スルコトヲ得

第五十条 市長ハ有給吏員トス其任期ハ六年トシ内務大臣ヲシテ候補者三名ヲ推薦セシメ上奏裁可ヲ請フ可シ若シ其裁可ヲ得サルトキハ再推薦ヲ為サシム可シ再推薦ニシテ猶裁可ヲ得サルトキハ追テ推薦センメ裁可ヲ得ルニ至ルノ間内務大臣ハ臨時代理者ヲ選任シ又ハ市費ヲ以テ官吏ヲ派遣シ市長ノ職務ヲ管掌セシム可シ

第五十一条 助役及名誉職参事会員ハ市会之ヲ選挙ス其選挙ハ第四十四条ニ依テ行フ可シ但投票同数ナルトキハ抽籤ノ法ニ依ラス府県参事会之ヲ決ス可シ

第五十二条 助役ハ有給吏員トシ其任期ハ六年トス 助役ノ選挙ハ府県知事ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス若シ其認可ヲ得サルトキハ再選挙ヲ為ス可シ再選挙ニシテ猶其認可ヲ得サルトキハ追テ選挙ヲ行ヒ認可ヲ得ルニ至ルノ間府県知事ハ臨時代理者ヲ選任シ又ハ市費ヲ以テ官吏ヲ派遣シ助役ノ職務ヲ管掌セシム可

第五十三条 市長及助役ハ其市公民タル者ニ限ラス但其任ヲ受クルトキハ其公民タルノ権ヲ得

第五十四条 名譽職参事会員ハ其市公民中年令満三十歳以上ニシテ選挙権ヲ有スル者ヨリ之ヲ選挙ス其任期ハ四年トス（下略）

第五十五条 市長及助役其他参事会員ハ第十五条第二項ニ掲載スル職ヲ兼ヌルコトヲ得ス同条第四項ニ掲載スル者ハ名譽職参事会員ニ選挙セラルコトヲ得ス

父子兄弟タルノ縁故アル者ハ同時ニ市参事会員タルコトヲ得ス其ノ他ノ

ハ其縁故アル市参事会員ハ其職ヲ退ク可シ其他ハ第十五条第五項ヲ適要ス

市長及助役ハ三箇月前ニ申立ツルトキハ隨時退職ヲ求ムルコトヲ得此場合ニ於テハ退職料ヲ受クルノ權ヲ失フモノトス

第五十六条 市長及助役ハ他ノ有給ノ職務ヲ兼任シ又ハ株式会社ノ社長及重役トナルコトヲ得ス其ノ他ノ営業ハ府県知事ノ認可ヲ得ルニ非サレハ之ヲ為スコトヲ得ス

第五十八条 市ニ収入役一名ヲ置ク収入役ハ市参事会ノ推薦ニ依リ市会之ヲ選任ス収入役ハ市参事会員ヲ兼ヌルコトヲ得ス

第六十条 凡市ハ処務便宜ノ為メ市参事会ノ意見ヲ以テ之ヲ數区ニ分チ毎区区長及其代理者各一名ヲ置クコトヲ得区長及其代理者ハ名譽職トス但東京京都大阪ニ於テハ区長ヲ有給吏員ト為スコトヲ得

区長及其代理人ハ市会ニ於テ其区若クハ隣区ノ公民中選挙権ヲ有スル者ヨリ之ヲ選挙ス区会（第一百十三

条）ヲ設クル区ニ於テハ其区会ニ於テ之ヲ選挙ス但東京京都大阪ニ於テハ市参事会之ヲ選任ス

市会議員選挙終了によつて三十名の議員がきまり、明治二十二年五月四日、松原町北堀端の県会議事堂を

借用して佐賀市会を開会した。

まず議員のうちで年長者を仮議長とすることになり、中地又四郎が議長となつてまず議長選挙にうつり、家永恭種が議長に、江副靖臣を議長代理者に選出された。その日の午後、家永議長のもとに市長候補者を選挙することになり第一回投票で石丸源作、第二回投票で原口良輔、第三回投票で伊丹文右衛門をそれぞれ選び、以上の三名が市長候補者

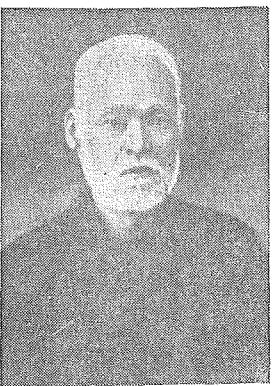
といふことになった。

明治二十二年五月二十二日、第一選の候補者石丸源作を初代市長として裁可する旨、県庁へ通知があつた。

つづいて五月二十六日に開いた市会で石丸勝一が初代助役に選ばれ、森永作平・三浦一作・原口良輔・伊丹文右衛門・八谷栄次・副島勝忠など六名の市参事会員を選んだ。

その後、六月五日の市会で、収入役に小柳丈蔵が選ばれ、市の執行機関の三役が決定をみた。

すでに明治二十二年三月二十七日県告示第十七号をもつて佐賀市役所を松原町に設置することにし、一時は新馬場の佐賀米穀取引所



初代市長 石丸源作

の二階を借りうけ、事務所にした。市会の方は北堀端協和館を議員控所に、旧県会議事堂を仮議場として使用することにした。六月六日には市庁舎を旧県庁及び起業社の一部へ移転した。

## (五) 町村合併

明治二十一年（一八八八）六月十三日内務大臣訓令第三五一号をもって町村合併を訓令した。これによれば町村合併のさいの財産の処分は各町村の協議により府県知事の認可を受ける必要があり、協議に至らないときは府県知事はなるべく協議に至るよう努めなくてはならなかつた。このとき全国的に行われた町村合併によって明治二十一年末、七一、三一四町村であったものが、同二十二年末には、一五、八二〇町村に減つたのであつた。

市制施行とともに、市街地では新町名のもとに旧町および旧名が、それぞれ合併され大字として残された。たとえば「与賀町字西精名」といったぐあいである。

しかしながら佐賀郡内の各村は他郡の場合と同様、明治二十二年四月一日市制・町村制施行とともに町村合併が行われた。ちなみに佐賀郡における町村合併の状況を明治二十二年『佐賀県町村名区域改正一覧表』及び『佐賀郡誌』等によつてみると次のようであつた。（）内は合併された旧村名である。

北川副村（江上、木原、光法、新郷）	村長 藤井伝八
東川副村（徳富、大堂、諸富津）	村長 平山和平

新北村 (寺井津、山領、為重)	村長 柴田近一
中川副村 (早津江、早津江津、福富)	村長 福富作助
大詫間村	村長 島内秀意
南川副村（大井道、鹿江）	村長 吉武豪
西川副村（南里、西古賀、小々森）	村長 南里与吉
本庄村 (本庄、鹿子、袋、末次、厘外村の内字正里)	村長 大庭常春
東与賀村 (下古賀、飯盛、田中)	村長 古賀助作
西与賀村 (高太郎、厘外、相応津、鹿ノ子村の内字一本杉 自一九〇〇番 至二一九八〇番)	村長 森保之助
嘉瀬村 (萩野、中原、十五、八戸村の内字扇町)	村長 副島延善
久保田村 (久保田、徳万、新田、久富)	村長 江口六郎
神野村 (神野、多布施、大財)	村長 川原良之助
巨勢村 (高尾、修理田、東西、牛島)	村長 藤瀬長平
鍋島村 (八戸溝、森田、鍋島、蠣久、八戸)	村長 梅野伊七
兵庫村 (渕、藤木、瓦町、若宮、東高木村の内字西渕下分 自一六三三番 至二〇二三番)	村長 真島弥六
高木瀬町 (高木、東高木、長瀬)	村長 垣内房諧
春日村 (尼寺、久池井)	村長 古川平八
金立村 (金立、薬師丸、千布)	村長 宮永有親



佐賀郡大小区図 6番大区 3番小区川副上郷

十番大区二番小区 上佐賀下郷

新村名	旧村名字名
光法村	光法村（角町、阿高、新村）、山津村（増田、深
木原村	町村、犬尾）、江上村（江上町村）、木原村（枝吉
新郷村	町村、武藤、木原古賀、安住）、袋村（大崎村、
東南里村	鬼丸村）、新郷村（八田町村、八田村、下武、今
八田郷津	村）、東南里村（中古賀）、西南里、野々古賀、
坂井村	

渕 村	東渕村（渕宿、初町、田代、井樋口、法円寺、馬場）、下渕（赤子、杉谷、南上ヶ、千
藤木村	足、藏元、小屋敷、春日地、八反田、前田）、下村（北修理田、西香田、本村）、東中野
神野村	（香田、元村、小太郎丸）、西中野、土井村（川曲
寺 町	リ）、藤木（北古賀、館、南馬場）、大財（陣内、
唐人町	新村、六反田）、愛敬島（水上土井、藏床小路、
同 新 町	新屋敷）、三溝村（北上ヶ、村上ヶ田中、宿）、草
野）	場村（平島、上草場、堀江屋敷）、神野村（西神

六番大区三番小区 川副上郷

以上の町村合併の経過については、久保泉村地域や閑屋村を神埼郡へ合併しようとする動きがあつたり、またそれぞれ合併後の新村名を決定するのに戸長役場では議論を重ねた。県会議員山辺生芳（神埼郡）の日記、明治二十一年（一八八八）十一月五日条によると郡長宛の意見書の中で次のようにいっている。

（町村制）全体制度施行ハ我國未曾有ノ美事ニ付、其ノ施行ノタメ町村ノ組織ヲ變更シ村名ヲ改称スル如キハ御勝手次第、如何様トモ頓着セズ又面白ク珍ラシク相撲ジ可然様思考候向モ可有之候ラヘドモ、其町村ニトリテハ最モ重大ノ事件ニ付、愛郷ノ心アルモノハ左様ニ計リ参り兼候、就テハ可成フルク由緒ヲ探究シ可成広ク世上ニ通シ候様致シ度思考罷在候処、

したがつて各村の代表者や県官などが集まり協議を重ねたのである。また村によつては小学校などに村民が集合して論議している。最終的には郡長が裁断したようである。

明治四年から五年にかけて大区・小区制が編成されたときにも、藩政時代の村名・字名が整理され統合されている。その例をあげると、

九番大区二番小区 中佐賀郷

新町村名 旧村名字名

久保泉村	（上和泉、下和泉、川久保）	村長 古川儀八
川上村	（東山田、川上、池上、久留間）	村長 石井忠男
松梅村	（松瀬、梅野、神埼郡鹿路山の内字名尾自四三一一番至五一七〇番）	村長 福川兵太
小閑村	（小副川、閑屋）	村長 藤田尉平

新村名 旧村名字名

東高木村	国分村（羽巣原、鎌山、真島、福田、尼寺）、尼寺村（同、馬場、三能）、駄市川原宿
長瀬村	（中代）、北村（五領、馬場）、長瀬村（三本松、馬場）、坪上（奥手木）、上高木宿、
高木村	下高木宿、上高木村（川原屋敷）、下高木村（館、田代、奥才）、東高木村（若宮小路、
尼寺村	南田代、矢倉ノ下、権現堂、館、古川）、高木新村（三溝宿）、平尾村、小里村（句料手、
川上村	二又、西渕）、寄人村、平尾（中、四丁籠）、東高木、西渕（上、下）、西渕下分（菰
佐保川島郷	佐保川島郷（原、中里）

（以上の旧村字名は『佐賀郡誌』所収の文化十四年記録、また新村名は佐賀県立図書館所蔵の『大区小区地図』によったものである。両史料を比較すると佐賀郡内については明治四、五年ごろの合併の状態を知ることができる。）

注 『佐賀郡誌』には誤記もある。

## 六 初期の市会

明治二十二年（一八八九）四月一日の市制施行に先だち、石井邦猷佐賀県知事は三月二十六日県告示乙第三号をもって佐賀市市會議員選挙の施行を佐賀郡長に命じたので、四月十五日佐賀郡長武富時敏は市會議員選挙について次のような掲示を出した。

- 一、議員ノ數ハ毎級ヨリ各十人トス
- 一、選挙会日左ノ如シ  
四月二十五日三級、同二十六日二級、同二十七日一級
- 一、開会時刻ハ各日トモ午前七時トス
- 一、投票函閉鎖時刻ハ各トモ午後三時トス
- 一、選挙会場ハ佐賀郡役所内ニ於テス

「市制」によると、議決機関である市会の議員数は三十人以上六十人以下（町村会は八人以上三十人以下）と定められていたが、佐賀市の場合は定数三十名であった。

選挙の方法は佐賀郡長から示されたとおりであるが、連記無記名式で比較多数によって当選を定めるものであり、直接市税納額の多少によって市では三級に分け（町村は二級）、市の場合各級別に議員の三分の一を選挙させることになっていた。もっとも被選挙人は同級内の者に限らず、各級に通じて選挙されることができた。議員の任期は六年で、三年ごとに半数改選制であった。市町村会の権限は、市町村条例規則、市町村費をもつて支弁すべき事業、予算決算、市町村税手数料その他夫役現品の賦課徵収方法、基本財産の処分、市町村有財産官造物の管理方法等市町村に関する一切の事件および法律勅令によって委任された事項を議決するにある。市町村会は議長が招集し、もし議員の四分一以上の請求あるとき、または市会では市長もしくは市参事会の請求あるときは、これを招集しなければならなかつた。市会の議長は議員の互選により決めるが、町村会の議長は町村長をもつてこれにあてる点が異なつていた。

こうして前述の掲示のとおり、明治二十二年四月二十五日、三級同二十六日、二級、同二十七日に一級選舉が行われた。

各級の當選者及びその得票数は『佐賀新聞』（明治二十二年四月二十六日、二十七日、二十八日付）によると次のとおりであった。

三編卷之二

六一四	池田嘉八	氏名	票數
五三九	仁戸田栄太	氏名	票數
五一五	酒井令亮	氏名	票數
五一〇	中地又四郎	氏名	票數
四九〇	諸岡伊平	氏名	票數
二級選舉（四月二十六日）			
四五五	栗林百太郎	氏名	票數
五二六	東島忠八	氏名	票數
五一四	副島勝忠	氏名	票數
五〇九	高岸久藏	氏名	票數
四九〇	綾部勝平	氏名	票數
二五二	伊丹文右衛門	氏名	票數
二三六	秀島朝徳	氏名	票數
二三七	大坪作太	氏名	票數
二一	犬山喜平	氏名	票數
一九八	成富儀平次	氏名	票數
○制票部被投票者			
間盛義之佐藤市曾義の賛賀會會員			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			
（後半）			
（前半）			

## 市會議員選舉記事（明治24年4月27日付「佐賀新聞」）

五五	松永 弥三郎	五四	新ヶ江 芳助	五三	北島 佐八
五三	江口 東平	五三	吉岡 卵八	五三	山下 茂平
五二	家永 恭種	五二	大塚 仁一	五二	西村 萬次郎
五一	古賀 長太夫				
以上の三十議員によつて前にも述べたように明治二十二年五月四日初の市会において議長・議長代理者を選出、さらに市長候補者三名を選出したのである。					
また同日、議員協議会を開き、議長の指名によつて各種専門の臨時委員を決定した。					

(市条例及び議事細則起草委員五名)

秀島韓微、留島勝忌、高岡與九、西村萬治助、東山月

仁戸田栄太・江副靖臣・伊丹文右衛門・新ヶ江芳助・酒井令臺

(市長就任の相談委員五名)

山下茂平・家永恭種・高岸久蔵・栗林百太郎・松永弥三郎  
次に三十名を六名ずつの五組に分け、各組に組長を定めた

同年五月二十四、五、六日の市会において、助役に石丸勝

原口良輔・伊丹文右衛門・八谷栄次・副島勝志らを選出したことは前にも述べたが、市会議員以外の参事会

市制施行と市勢の発展

名のうちにも選ばれた人物であった。

この日の市会では他に市会議事細則・市長以下俸給決定などの案件を審議している。

第一号議案 市長年俸金五百円

第二号議案 助役年給金貳百四拾円

第三号議案 収入役年給金貳百円

第四号議案 市書記人員十五名月給左の表による。

一等	二等	三等	四等	五等	六等	七等
一人	二人	二人	二人	三人	五人	一
拾六円	拾四円	拾弐円	拾円	八円	七円	六円
第五号議案	市参事会員事務分掌に対する一ヶ年報酬一人金六拾円					
第六号議案	市参事会員実費弁償額一日金拾五錢					
第七号議案	使丁人員五名、日給金拾弐錢					
第八号議案	収入役身元保證金五百円					

但し左に掲ぐる物件を以て代用することを得、其の価額は市会の定むる処に拠るべし

一、預金局預り証書 一、公債証書 一、政府の保証ある会社の株券

これらによりどころとなる「市制」の条文をかかげると次のようである。

### 第三章 市行政

#### 第三款 紙料及給与

第七十五条 名誉職員ハ此法律中別ニ規定アルモノヲ除クノ外職務取扱ノ為メニ要スル実費ノ弁償ヲ受クルコトヲ得

#### 実費弁償及報酬額ハ市会之ヲ議決ス

第七十六条 市長助役其他有給吏員及使丁ノ給料額ハ市会ノ議決ヲ以テ之ヲ定ム市会ノ議決ヲ以テ市長ノ給料額ヲ定ムルトキハ内務大臣ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス若シ之ヲ許可ス可カラスト認ムルトキハ内務大臣之ヲ確定ス

市会ノ議決ヲ以テ助役ノ給料額ヲ定ムルトキハ府県知事ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス府県知事ニ於テ之ヲ許可ス可カラスト認ムルトキハ府県参事会ノ議決ニ付シテ之ヲ確定ス

市長助役其他有給吏員ノ給料額ハ市条例ヲ以テ之ヲ規定スルコトヲ得

第七十七条 市条例ノ規定ヲ以テ市長其他有給吏員ノ退隱料ヲ設クルコトヲ得

第七十八条 有給吏員ノ給料、退隱料其他第七十五条ニ定ムル給与ニ關シテ異議アルトキハ関係者ノ申立ニ依リ府県参事会之ヲ裁決ス其府県参事会ノ議決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第七十九条 退隱料ヲ受クル者官職又ハ府県郡市町村及公共組合ノ職務ニ就キ給料ヲ受クルトキハ其間之ヲ停止シ又ハ更ニ退隱料ヲ受クルノ權ヲ得ルトキ其額旧退隱料ト同額以上ナルトキハ旧退隱料ハ之ヲ廃止ス

第八十条 紙料、退隱料、報酬及弁償ハ総テ市ノ負担トス

明治二十二年六月五日の市会では市参事会の推薦により投票の結果、小柳丈蔵が初代の収入役に選任された。

同日副島勝忠参事会員から「市制」第五十九条に、

市ニ書記其他必要ノ付属員並使丁ヲ置キ相当ノ給料ヲ給ス其人員ハ市会ノ議決ヲ以テ之ヲ定メ市参事会之ヲ任用ス

とあることに基づき、付属員五名（月給四円宛）を設置任用したいと建議案が出されたが、次回の審議にまわされた。

またこの日、佐賀市条例第一号および第二号が審議決定された。

佐賀市条例第一号

#### 市長代理及責任

第一条 市長不在の時は助役其事務を代理す。市長、助役とも不在の時は、名誉職参事会員中の上席者より、順次其代理を為すべし。但し参事会員の席次は、豫て互選を以て定め置くべし。

第二条 助役若くは名誉職参事会員に於て、市長代理中は諸公文書等、總て市長の名を以てすと雖も、執行の事務に付ては代理者其責に任ずべきものとす。

佐賀市条例第二号

#### 手数料

市制第八十九条に依り左の事件に付手数料を徴収す。

一、送入籍並に寄留届 一件に付金四錢

一、地所、建物、船舶、戸籍、印鑑其他諸証明 一件に付金四錢

なお佐賀市条例第一号第二条については、「市長名を以てすと雖も」以下の三十四字を削除し、「代理者の名を以てすべし」の十一字を加えることに明治二十二年七月十七日の市会で改正された。

それより前に六月十七、八日の市会では市役所、市會議場の修繕費、備品費などの支出予算三百十三円四十七錢九厘を決めていた。北堀端旧県庁舎がそのまま使用に堪えなかつたからである。県の新庁舎はすでに明治二十年十二月に完成し、十二月十八日には開庁式を挙げていた。こうして七月八日の市会からこれまで県會議事堂を借用していたのを市庁舎内に新設した市会議場で聞くことになった。

この項では多く、『佐賀市史』上巻によつた。市行政・市議会関係資料は、昭和七年六月一日の市庁舎火災で焼失した。また、その後に編さんされたものではあるが同市史の執筆資料も現在散逸して、未だ発見に至らず、いきおい同市史の記事によらざるを得ない個所が多い。以下初期における市会についても同市史の記述をそのまま引用しておく。

明治二十二年七月八日、此の日議長欠席に付き議長代理者江副靖臣議長席に着き、去る六月五日審議延期となりたる副島勝忠提出の建議案「付属員設置」の件を付議したが、西村萬次郎の否決説多數で否決となり、次で市条例第三条(号)「市税戸別割賦課徵收規程」の審議に移り、吉岡卯八より参事会で此の規程を設くるは不当だと、提案の根本議論に遡る意見ありて多数の賛成あり、之亦否決し去られた。越て七月十七日（明治二十二年）の市会では、吉岡卯八提出の市条例第一号第二条の改正案を可決し、次で西村萬次郎から公

## 市制施行と市勢の発展

明治年間佐賀市の財政							(歳入決算)
年次	財産収入	使用料及手数料	交付金	補助金	市税	繰込金・雑収入公借金	計
22	0	0	0	0	5,090	4,667	9,757
23	482	35	239	0	8,088	3,243	12,087
24	530	52	783	0	8,808	3,963	14,133
25	430	94	658	0	9,075	3,746	14,003
26	937	75	624	75	8,422	4,941	15,074
27	542	214	608	265	5,202	5,511	16,341
28	828	176	644	0	8,881	5,917	16,446
29	876	109	581	0	10,111	6,518	18,196
30	1,252	169	829	0	17,828	7,707	27,784
31	1,482	397	943	84	15,131	41,098	59,135
32	818	502	1,030	600	18,924	17,485	39,359
33	1,130	818	1,066	600	29,128	18,913	51,654
34	997	942	1,076	0	22,065	15,673	40,756
35	1,218	1,416	1,168	0	22,838	13,822	40,462
36	1,498	1,200	1,124	184	24,718	9,952	38,676
37	1,557	1,305	2,012	807	24,810	13,548	44,039
38	1,755	1,091	3,003	72	22,461	11,774	40,156
39	1,770	1,041	3,159	62	24,579	8,614	39,223
40	2,199	1,081	3,173	2,978	40,742	37,041	87,211
41	2,177	1,206	3,524	2,953	40,119	23,003	72,982
42	2,075	1,234	3,706	3,968	50,688	20,228	81,899
43	3,517	1,662	4,349	3,714	66,656	95,076	174,974
44	5,262	1,636	4,559	2,862	55,904	94,550	164,773

(歳出決算)

年次	役所費	会議費	土木費	教育費	勧業費	衛生費	其の他	計
22	3,502	370	229	4,785	16	0	552	9,454
23	4,041	515	229	5,665	18	0	932	11,401
24	4,373	469	415	6,472	8	0	1,616	13,353
25	4,433	400	272	7,321	25	0	1,310	13,762
26	4,429	385	461	7,754	25	0	1,423	14,478
27	5,294	310	735	8,081	0	0	892	15,312
28	5,140	533	420	8,632	12	0	1,058	15,794
29	5,932	534	443	8,402	36	0	1,585	16,932
30	6,959	562	887	11,898	38	0	918	21,262
31	7,805	761	808	41,201	30	0	1,801	52,407
32	7,611	1,018	1,234	22,171	10	0	1,746	33,792
33	7,257	809	5,727	19,697	82	0	16,426	49,997
34	7,487	628	5,371	17,217	71	0	9,982	40,755
35	8,141	140	1,599	18,684	117	0	11,781	40,462
36	8,082	249	1,086	20,004	260	0	8,995	38,676
37	8,298	292	2,552	20,352	175	0	8,363	40,031
38	9,516	569	2,336	19,152	70	0	7,775	39,318
39	9,226	695	1,074	19,452	50	0	8,105	38,602
40	10,842	542	2,229	26,405	2	0	43,275	83,295
41	11,334	558	1,716	42,187	90	0	8,544	64,429
42	14,077	793	2,233	46,027	50	0	16,305	79,485
43	13,753	1,067	3,888	62,782	11	0	13,256	94,757
44	13,988	823	9,223	113,002	309	0	19,230	156,575

(『佐賀市史』下巻の統計表を一部修正した。)

立病院好生館に関する取調事項の報告があり、八月二日の市会では、本県知事の訓令により、是れまで市中仕組所で取扱ひ來った所有財産及び営造物に關し、市制第百十三条の区会条例設定の件に就て審議し、更に八月十九日及び九月三日の市会に於て、市中仕組所は閉鎖する事に決した。又好生館処分問題に就ては八月十九日の市会で委員五名を選定して之に一任した。

次で市の世帯を盛り立て行くべき、明治二十二年度(自明治二十二年七月至明治二十三年三月)佐賀市最初の收支予算及び市税徴収規則等を審議の為め、二十二年九月十九日午後四時から市会議場に於て市会を開いた。議長欠席に付き代理者江副靖臣議長席に着き、開会を宣して先づ收支予算を付議し、次で市税徴収規則の審議に移ったが、何分本市最初の予算会議の事とて議員の質問も続出し、翌二十日まで繼續して議了した。其の最初の予算は四千九百八十八円五十九銭一厘で内容は左の通りである。

として数字が挙げてあるが、これは予算であつて決算額は同史下巻二六ページ所載の統計表によると歳入九千七百五十七円、歳出九千四百五十四円となっている。その大きい差額は歳入において繰越雑収入公借金が四千六百六十七円があり、歳出には当初支出予算に組んでなかつた教育費四千七百八十五円が支出されているからである。

以下に明治期における決算表をかかげる。

## (七) 国会開設

明治二十三年（一八九〇）七月に第一回の衆議院議員総選挙が行われた。県下の選挙区、有権者数などは次のとおりであった（『佐賀新聞』による）。

## 第一区（定員二名）

佐賀郡（二、四五一人）、佐賀市（一〇〇人）、三根郡（二三四人）、基肄郡（一九六人）、養父郡（三一三人）、神埼郡（一、一〇三人）、小城郡（一、一九七人）、計五、五九五人

## 第二区（定員一名）

東松浦郡（九九二人）、西松浦郡（六四七人）、計一、六三九人

## 第三区（定員一名）

杵島郡（一、八一四人）、藤津郡（六五〇人）、計二、四六四人

　　総計九、六九八人

指原安三「明治政史」（『明治文化全集』）所収の内務省県治局長末松謙澄「二十三年の総選挙」によると、佐賀県下の有権者は九、五六二人、棄権者七四八人となつており『佐賀新聞』の記事と大差はない。

当時の県人口は五五三、四二三人であったから有権者は県人口の一・七三パーセントにすぎなかつた。それでも全国的には一・一四パーセントであつたし、九州各県と比較すると有権者の割合は高い方であった。各県は次のとおりであった。



久 正 田 松

という投票事情であった。前掲書、指原安三「明治政史」においても、

九州地方は元来国権論者多数を占め、常に民権論者と相譲らず。故に今回の選挙も亦最も激争を極め、終に国権論者の勝つ所となる。

この選挙における当選者は、第一区松田正久（四、五四

長崎〇・四九パーセント、福岡一・三九パーセント、大分の〇・七六パーセント、熊本一・二一パーセント、宮崎の〇・八一パーセント、鹿児島の〇・四一パーセント

末松の前掲書によれば、

投票の実際となると、無筆者が代書を頼むとき町村長と書記と同腹なれば、権兵衛と云ふを八兵衛と書き、五助と云ふを六助と書くも之を奈何ともすべからざるの恐あり。是れ撰挙人の最も痛心する所なるは予が広く実見したる所にして責めては警察官にても投票所内に入れ代書の所を目撃せしむる工夫にせられたらばとて警察官の監視を慕ふ如き情を生ぜしめたり。撰挙競争は左ながら戦争に殊ならず、互に遊説員を駆せ各地に賛成を募り又敵境に入りて已に敵に帰せるものを説服する等、多事亦極る。此等の事、之を切込と唱へ、進撃と称し、攻落したりと誇り、防ぎ止めたりと叫ぶ等、總て戦争用の主語を用ゆること各地共既ね然らざるなしと云ふ。



八票)、武富時敏(四、三一〇票)、第二区天野為之(七  
九八票)、第三区二位景暢(一、二九五票)の四名であ  
った。松田と武富はともに士族で長崎、佐賀の各県会議員をつ  
とめ、九州同志会と自由党とが合併した立憲自由党に属し  
ていた。県下では「郷党会派」に属していた。

第一議会では、松方内閣に自由・改進両党が一致して反  
対し「政費節約」を唱え、提出された百件以上の法案も成立したのは三件というありさまであった。政府は  
議会解散をほのめかして民党に圧力をかけてきた。そしてついに明治二十四年(一八九一)十二月二十五日  
衆議院は解散されてしまった。翌明治二十五年二月、第二回総選挙にあたって品川弥二郎内務大臣は全国の  
地方長官に指令して民党弾圧の選挙大干渉を行った。

全国でもとくに佐賀県は大隈重信の出身地であり、松田正久や武富時敏らの九州における野党的中心勢  
力がいたため激しい弾圧の手が及んだ。

嬉野米一郎『明治廿五年総選挙史』によると、

高知に次ぎて政府の干渉烈しかりしは大隈の出身地佐賀にて、此の地は素と九州改進党一部の根拠地なれ  
ば政府は此際全力を以て改進党を撲滅せんと企てしなるに、時の文部大臣大木喬任は形勢を迎ふる外にさ  
して能なき好人物なれば此際政府に対し「廉の手柄を立て身の面目を施さんと、其郷里より一人の民党  
議員を出さざるを期し、佐賀県警察部長にして乱暴者名高き田中に内意を含めたるにぞ、田中は巡查は勿  
論土地の博徒壮士を使喰して良民を、脅迫し若し政府党の議員に投票せざる時は容赦なく斬棄つべし」と部  
下に命令しければ、民党側の士族等も之に憤激して又刀剣を携へ奔走し、為めに小鬭争各所に起り、たまたま会々  
民党士族が凶漢を取押へて警察に届出すも警察は更に受付けずして却て士族の行動を非難し、又其縛され  
て届出られたる凶漢等は警吏の顔を見るや急に元氣付きて「余は役所方の者なり」と揚言し得たりしと  
言ふ。斯くて佐賀全体の警察裁判所皆県庁の為めに圧迫され選挙当日には憲兵、軍隊の出動となり、死者  
八名負傷者九十二名を出し、第三区にては定日に投票を行ふ事叶はずして延期せしも棄権者三分の二に達  
し、松田正久、武富時敏等知名の士皆落選し代って当選せしは政府の走狗たる無識無類の輩のみなりき。  
とある。これは民党側の立場から書かれた、早稲田大学刊『明治太平記』によっている。

官憲側史料として、岩松要輔編『衆議院議員総選挙ニ就テノ始末』があるが、それによると、

本県ハ佐賀・肥筑ノ両派ニ岐レ、佐賀派ハ国民的自由主義ヲ執リ、肥筑派ハ純然タル自由改進主義ヲ執ル  
モ、第一期帝国議会ニ改進自由ノ連衡ヨリ九州改進党ナルモノト変ジ、  
遂ニ民党二名ヲ挙グルニ至タリ、而シテ今日ニ於ケル両派ノ勢力ヲ比較  
スルニ肥筑派ハ非常ノ勢力ヲ有シ、前代議士ハ固ヨリ現在ノ県会議員ハ  
其九分ヲ占メ、常置委員ハ肥筑派ノ専有物ニシテ同派政略上唯一ノ機関  
トナリ、県治上方般ノ政務ニ容喙シ誠ニ不都合ナリ、加之ナラズ各郡長  
モ一二ヲ除ク外改進党員ナルガ為メ、肥筑員ト連絡シ同派ノ方針ヲ以テ



郡治ヲ施スノ嫌アリ、茲ヲ以テ各村長等ハ殆ンド改進党ニ名籍ヲ列ネ、又隨テ少シク識見アルモノハ概ね肥筑派ナラザルハナシ。

というのが県政界の実情であった。同史料は、

第一区ノ前代議士松田、武富ヲ排斥スルニ非ザレバ、到底総選挙ノ目的ヲ達シ能ハザルヲ以テ、是非トモ之ヲ排斥センコト企圖セシガ、之ニ匹敵ノ人物ヲ索ムルニ実ニ其ノ人ニ乏シク、偶々忠良ノモノアルモ資格ナク、又資格アルモノハ必勝ノ期シ難<sup>がたき</sup>ヲ慮<sup>おもんばかり</sup>リ承諾セザルニ付、國家ノ為メ尽スノ義務ハ獨リ此時ニ在ルコトヲ淳々懇諭スルモ、發憤ノ有力家ナキ為始シド焦思セシ末、遂ニ牛島秀一郎、阪元規貞ノ兩人ニ定マリタリ、

と伝えており、官党候補者を選ぶのに苦労したようすをのべている。官党としての運動方針については、然ルニ表面之ガ運動（第一区ヲ主トス）ヲ為スニハ、如何ナル主意ヲ宣言シ、如何ナル手段ヲ執ルヤニ至リテ、一ノ議論ヲ生ジタリ、及チ從來ノ佐賀派ヲ以テ運動セバ、肥筑派ヲシテ佐賀派タレヨト言フニ過ギズ、サレバ到底反対党ヲシテ味方タラシムルコトヲ得ザルニ付、別ニ國家的自由主義ヲ以テ破壊党ヲ打破シ、國權ノ伸張ヲ先キニシ、次デ吾人臣民ノ安寧幸福ヲ増進スルヲ目的トスルトノ事ニ一決シ、栄陽俱樂<sup>クラ</sup>部ナルモノヲ新タニ設ケ、以テ第一区運動ノ本部ト定メタリ、

と伝えている。

前掲嬉野論文によると佐賀市郡の両党有志の者を次のように示している。

### 〔官 党〕

原口 元照	元佐賀中學校長	佐賀市	田中 種審	元陸軍大佐	佐賀市
田中 清輔	元内庫所重役	同	江副 靖臣	弁護士・新聞社々長	同
副島 勝忠	弁護士	同	大塚 鉄藏	弁護士	同
坂本 規定 <sup>(貞)</sup>	候補者	神野村	堤 長定	士族	鍋島村
石川 謙助	大地主	久保田村	鍋島 甲子太郎	旧士族	川上村
永倉 義晴	元警察官	佐賀市	村岡 致遠	県會議員	佐賀市
〔民 党〕			野田 常貞	弁護士	同
武富時敏	候補者・前代議士	神野村	安住 藤太	市會議員	同
米倉経夫	弁護士	佐賀市	南里 有岳	武術家	鍋島村
大塚仁一	同				
石井忠男	武術家	川上村			
竹下以善	元判事	兵庫村			

また、第一区の実況について、

殊に民党的将松田、武富の根拠地なれば官権の警戒も嚴重を要し、從て官党の攻撃防禦も一大奮戦をする處にして選挙期日三十日以前より競争始まり官党壯士を使用せば民党も亦壯士を雇入れ黨の幹部壯士を率ひ人力車を連ねて有権者の家に至り投票を強要す、若し返事曖昧<sup>あいまい</sup>なれば脅迫するあり、殴打するあり、投票期日前十日頃に至れば、大刀を携帶するあり、棍棒を携帶するあり、数十人列を為し横行するを以

て有権者は山林田野に逃げ迷ふ、是に於て両党共に青年を招集し有権者の家宅を守護するあれば之を襲撃し、互に刀剣又はこん棒等にて渡り合ひ死傷者を出すあり、選舉事務所は青年をして米をついて精米とし以て壮士及運動員の食糧とせり、選舉五六日前より両派の壮士はたすきを掛け、白鉢巻を為し抜刀にて横行するを以て到底警察力にて鎮定不足と見へ、佐賀市の消防組は招集せられ、県庁の警備を命じ且つ熊本六師団より歩兵若干隊の出張あり、當時汽車は佐賀駅以東なりしが、此の汽車にて鎮兵の出張一日も早きを希望したり。鎮台兵の出張は多分二月十三日早朝と記憶す。直に県庁其の他の市内の警備に就けり。是れ民衆激昂の余り県庁を襲はん恐れありたる故ならん。警察官に至つて要所々々の警戒其他突發事件の取締等の奔走に労れ、寝に就く時間あらざりしなり。而して選舉二三日前よりは刀剣携帯、抜刀者の横行等明治七年の役に異ならずと言へり。此の混雑の内にも二月十五日の投票は終りたり。此の当時壮士の雇賃金は食事を与へて一日金一円なりと聞へたり。

とのべている。一般市民も恐怖の毎日であったろうと推察される。

当時の民衆側の県会議員山辺生芳（神埼境原）の日記、明治二十五年二月十五日条をみると、その日は投票日であったが、

（犬童村）

風雪アリ未明井原方ヨリ使ヲ境原ニ遣シ聞合スル所アリタルニ昨夜ハ家内充分警戒ヲ厳ニシ母君其他四名ハ近隣ヘ潜伏アリシガ、襲来セシモノナク無事ナリシトノ報アリ其後再び書面ヲ以聞合スル所アリツルニ山田村長モ昨夜ヨリ何処ニカ潜伏行方知レズ暴漢横行當分帰宅ナキヲ望ムトノ返書ニ接セリ、井原方樓上ニテ

（佐賀）剣太刀道の街に抜つれてあだ浪さわぐ世となりにけり  
あきらかに治る御代（みよ）と思ひしをなどあだ浪の立さわぐらん

あさましく乱れつるかな玉鉢（ゆばこ）の道の往来もままならずして

午後三度宿許（自宅）へ書面ヲ贈ル今タヨリ出発ヲ報スルガ為ナリ午後六時五十分井原方ヲ出発新国道ヲ過ギ佐賀ニ入ル既ニ毎戸戸（縫）夜半ノ如シ、元町ニ至ルニ白刃ヲ携ヘタルモノ五、六名ニ逢、白山町中町伊勢屋町、至ル所白刃又ハ棍棒ヲ携ヘ殺氣紛々タリ杉野方ニ着、実ニ安堵ノ思ヒアリ

とあり、また同月二十四日条には、

（新馬場荒木屋）朝飯後荒木ヲ出立、武富氏ヲ六田反（時敏）ニ訪フニ不在、帰途村岡ヲ訪ヒ談話時ヲ移セリ同氏ノ宅ニハ去ル十六日吏党ノ悪漢数名乱入、時計ヲ破り襖障子ヲ破壊シ老母ヲ打殴セシ由、其跡現存セリ、郷党部ニテ野田・米倉氏等ニ面談、町村制中ノ解釈吟味、夫ヨリ日報社ニ至リ武富・江藤其他ニ談語、帰途八幡名、輪出米事務所ニテ福地ニ面談後遂ニ就ク



民衆官党事件の新聞記事（明治25年2月『佐賀新聞』）

とあって佐賀市一帯に暴徒が横行したことを物語っている。結局山辺生芳自身は「憤慨投票権ヲ自棄シタリ 実ニ千秋ノ遺憾ナリ」とのべ棄権している。

このようにして各区における選挙の結果は次のとおりであった。

第一区	阪元規貞	二、九九四票	当選
第二区	牛島秀一郎	二、九八三票	当選
	武富時敏	一、五二三票	次点
	松田正久	一、五〇九票	
第三区	川原茂輔	一、八二五票	当選
	天野為之	一、〇二二票	次点
	五十村良行	九八八票	当選
二位	景暢	九七一票	次点

このようにして民党政権は完敗したが、全国的には民党政権が優勢であった。しかし郷党会派（民党政権）は県会勢力としては有力であったため、樺山資雄佐賀県知事（鹿児島県出身）田中坤六警部長（滋賀県出身）に対する反感が強く、両官の転退職後も県当局へ強い影響力を与えた。次の明治二十七年第三回総選挙では同志政社（郷党会派）が圧勝している。こうして地方も政争にまきこまれるようになった。

## (八) 明治期の市政と社会

佐賀市役所の事務は明治二十二年（一八八九）七月一日に開始された。場所は現在の建設省佐賀国道工事事務所の位置にあった旧県庁舎（警察部）であった。

開庁式は少しあくまで十一月三日に挙行されている。開庁式にあたって佐賀県知事代理大河平隆書記官が祝詞を述べ、さらに佐賀市会議長家永恭種の代理人江副靖臣も祝詞を述べている。『佐賀市史』上巻によつて引用すると、

一国の基礎ハ地方ノ自治ニアリ、蓋シ地方ノ自治ハ國家ヲ經緯スルノ基礎ニシテ人智ノ発達、國運ノ隆盛皆此ニ由ラズンバアラズ、我ガ文武觀聖ナル天皇陛下聖詔ヲ垂レサセラレ、昨年四月ヲ以テ市制町村制ヲ發布セラルニ至レリ、抑モ市制町村制ハ、我國未曾有ノ自治團体ヲ組織スル所以ニシテ法條精密、今実施ノ初メニ當リ、能ク首尾ヲ貫通シテ之レガ應用ヲ為スニアラザレバ、或ハ其弊ニ陥ルナキヲ保スベカラズ、法律ハ死物ナリ、之ヲ活機体ニ利用スルハ則チ其人ニ存ス、若シ市町村ノ自治ニシテ其宜シキヲ得ザレバ、決シテ國家ノ鞏固ヲ望ムヲ得ザルナリ、我県ニ於テハ、本年四月一日ヨリ佐賀ニ市制ヲ、其他ノ町村ニ町村制ヲ實施シタリ、而シテ我ガ市會議員並ニ市吏員諸君ハ、皆名望アリ経験アル人々ニシテ、此制度ノ円満ニ実施セラルハ信ジテ疑ハザルナリ、猶願クバ益々自治ノ責任ヲ重ンジ、公共ノ福利ヲ増進シ、國家百世ノ基礎ヲ立て、以テ我邦ノ光彩ヲ發揚スルヲ勉メラレンコトヲ、本日天長節ノ佳辰ヲトシ、

開序ノ式ニ臨ミ、聊カ鄙言ヲ述ベテ祝詞トス  
明治二十二年十一月三日

佐賀県知事石井邦猷代理

佐賀県書記官 大河平 隆

さきには、政府市町村自治ノ制ヲ設ケ、我ガ佐賀ヲ指定シテ市制施行ノ地トセラレタリ、夫レ市ハ県下枢要ノ地、所謂管内ノ都会、士民ノ輻輳スル所ニシテ、百般ノ事、四方ノ視テ以テ倣フ所ノ模範ヲ示スモノナリ、抑モ佐賀ハ、地広ク人衆キニアラザルモ、往昔藩政ノ時ニ在テ、文武ノ蹟、特ニ著シク、各藩其制ニ倣フモノ少カラズ、戊辰ノ役、薩・長・土ノ三藩ト與ニ天下ノ騷乱ヲ戡定シ、維新ノ大功ヲ奏セリ、七年ノ亂ノ如キ、其行為ニ於テハ法律上ノ罪人タルヲ免レズト雖、其精神ハ惡ムベカラザルモノアリ、即チ天下ノ志士ガ曾テ夢想ニダモ考ヘザル所ノ民権ヲ唱道シ、國権ノ拡張ヲ謀リ、而シテ事ノ遂ニ此ニ及ベルモノナリ、是等ハ皆從来佐賀ガ各地方ノ下ニ立タザルノ実跡ニシテ、則チ今回政府ガ佐賀市ナル一個ノ団体ヲ置キ、郡治ノ統轄ヲ脱セシメタル所以ナリ、既往已ニ此ノ如シ将来亦大ニ望ヨ属スペキ佐賀市ヲ共治スル市民諸氏ヨ、爾後諸氏ト與ニ合議協力シ、益々市治ニ上進シ、市力ヲ養成シ、其繁榮ハ以テ國家ノ光輝ヲ添ヘ、団体ノ力ハ以テ國家ノ藩屏ト為ルベキヲ其レ勉メザル可ケンヤ、茲ニ明治二十二年十一月三日、佐賀市役所開序ノ式ニ當リ、聊カ鄙見ヲ陳ジ祝詞ニ代フ

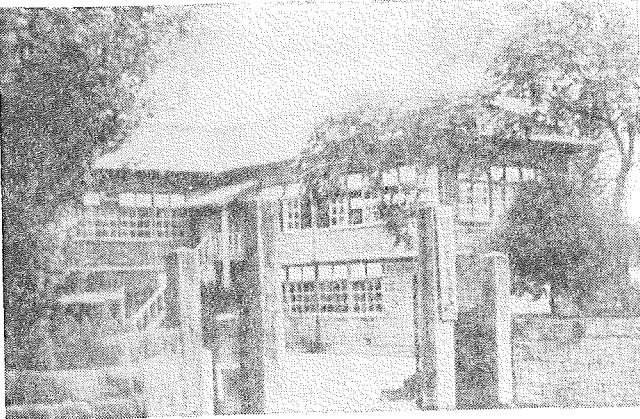
佐賀市會議長家永恭種代理者 江副靖臣

とあり、いざれも市制施行を地方自治の発展と捉え、「國運ノ隆盛」の基礎であると規定している。

この点については、「市制」の成案にあたつての閣議再修正についてのべておく必要がある。

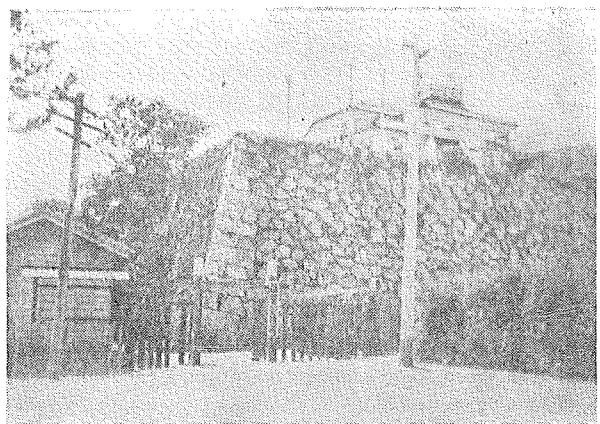
「市制」のうちで閣議再修正された重要な点は、市長は市会で推薦した三名の候補者について上奏裁可を得る制にし、東京・京都・大阪の三都にも市制を施行することにしたことである。さきに閣議を経て元老院に下付した原案には、市長は官選とし、三都には市制を施行せず、べつにその制を定めることになっていたのであり、元老院は原案のごとく議決したのであるが、再修正で市長はすべて市会の選挙によることとし、また三都にも市制を施行することにしたのであった。結局三都については特例案を作り、明治二十二年三月二十三日法律第一二号として「市制中東京市京都市大阪市ニ特例ヲ設クルノ件」が公布され、三府の知事が市長を兼ねることとした。

市制施行と市勢の発展



北堀端にあった佐賀市役所

官選知事にくらべて市会による公選市長は當時としては意義の大きいものがあつたといわねばならない。県側としてはその運用を誤ったときの「弊ニ陥ルナキ」を慮り、「市町村ノ自治ニシテ其宜シキヲ得ザル」ときを心配しているが、市会側としては、「市治ニ上進シ、市力ヲ養成」して「団体ノ力ハ以テ國家ノ藩屏ト為ルベキ」ことを目標にしている。



佐賀城天守閣跡の佐賀地方測候所

と述べている。

『佐賀県警察史』上巻によると、県の警察組織は明治十六年（一八八三）七月の三署・十三分署、同十九年七月の八署・十



市役所として県から買収した協和館

市庁舎の建物は何としても狭いので市会の決議を経て北堀端の協和館を県から三千八百円で買収し市庁舎として、明治二十七年七月三十日、移転した。

ちょうどこの年七月五日には諸富ー片田江間の国道二〇八号線が正式に開通していた。工事そのものは明治二十六年六月には完成していた。

交通機関の発達は、すでに市制施行の明治二十二年十二月十一日には博多一千歳川駅間に鉄道も開通をみていたし、同二十四年八月二十二日には待望の鳥栖ー佐賀間の鉄道も開通していた。（後章で詳述）

明治二十三年（一八九〇）八月一日には佐賀城天守閣跡の佐賀地方測候所において気象の観測が開始されたが、その翌年十一月一日からは測候所において午砲、いわゆる正午の時刻を告げる「ドン」が鳴らされるようになつた。なお初代測候所長は福島輝世（県勧業課長兼務）であった。幕末以降、市内の時報は八幡社付近の鐘楼の時鐘によつていた。この市費による時鐘と「ドン」と

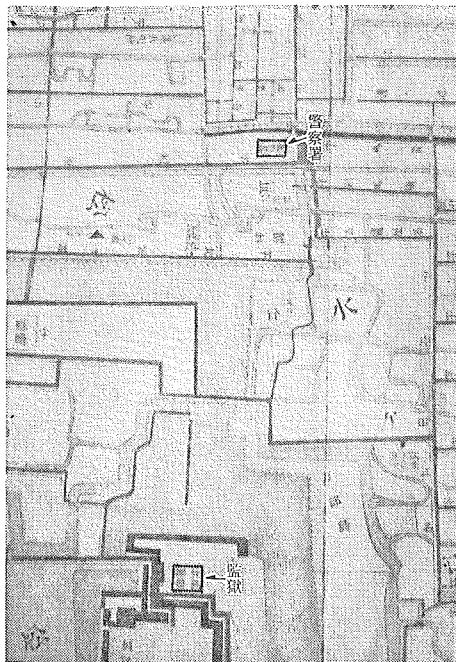
は、ともに昭和四年三月に新しく「サイレン」がとつて代わるまでつづいた。

『佐賀市史』下巻四五一ページによると、

当市には「時の鐘」ありて、毎時の時報を為すも、時間の正確を期する為に市会議員中に、夙に午砲を発射せんとするの議あり、砲の設備費及び其の一ヶ年の諸経費は総て寄付金を以て支弁する事とし、既に

明治二十四年中に之を設置したのである。然るに経費凡そ二百円（年額）を要するを以て、其の翌年一応廃止する事に決したが、市内多数の人達は継続発射を希望するので、遂に市費を以て之を発射する事となつた。午砲は旧佐嘉城の天守閣跡に据え付け、毎日正午だけ発射して、時報の役を勤めたが、昭和三、四年の頃に至りサイレンも設置されたので之亦廃止する事となつた、砲身は全長六尺四寸、砲口は外径三寸五分、内径三寸、周りは元一尺八寸、先一尺五寸、元は四角にして方七寸あり、多分は關叟公時代の鎌砲の遺物ではなかつたかと思はる。

市制・町村制にひきつづき同じく黒田内閣の山県有朋内務大臣によつて、明治二十三年（一八九〇）五月に府県制・郡制が制定されたが、佐賀県においては両者とも実施されたのは明治三十年（一八九七）になつてからであつた。



明治期佐賀市街明細地図にある警察署と監獄

三反田駐在所、小関村（小副川）駐在所、川上村川上駐在所、川上村江熊野駐在所、鍋島村江頭駐在所、鍋島村蠣久駐在所、嘉瀬村嘉瀬駐在所、久保田村徳万駐在所、久保田村大立野駐在所、嘉瀬村十五駐在所、西与賀村上今津駐在所、西与賀村相応駐在所、本庄村鹿ノ子駐在所、東与賀村船津駐在所、東与賀村下飯盛駐在所、北川副村八田駐在所、北川副村増田駐在所

## 諸富分署

東川副村大堂駐在所、新北村（寺井津）駐在所、中川副村早津江駐在所、大詫間村駐在所、南川副村犬井道駐在所、南川副村鹿ノ江駐在所、西川副村佐房駐在所、西川副村西古賀駐在所

また消防組織については市制施行の年に県内の「消防組編制準則」ができ、明治二十七年二月、国が定めた「消防組規則」による正式の組織が作られた。その当時、佐賀市消防組のもとに次のような四部に分かれた組織があった。

第一部 下今宿町、東田代町、水ヶ江町、材木町、紺屋町、牛嶋町  
第二部 上芦町、蓮池町、松原町（北堀端、馬責馬場、松原、裏門）



明治期 佐賀警察署

三分署などの時期を経て、市制施行当時の明治二十二年五月に八署・十二分署となっていた。佐賀市は松原町に佐賀警察署があり、諸富津に佐賀署の諸富分署が設置されていた。

この佐賀警察署庁舎は明治二十年四月に起工され同二一年完成したもので松原神社北側にあった。

また佐賀監獄本署は同書によると、明治八年五月に城内二の丸に完成し、大正十一年までその位置（現佐賀大学付属小学校付近）にあった。明治十六年五月一日、佐賀県再置當時において三八一名の囚人を収容していた。

明治二十七年（一八九四）十二月二十六日県の告示第一六九号によって警察組織は八署・十二分署・四派出所・一七六駐在所・直轄区三一区となり、佐賀警察署及び諸富分署管下における派出所及び駐在所は次のとおりであった。（『佐賀県警察史』上巻五四五ページ・別表29）

佐賀警察署 今宿派出所、土橋派出所、与賀派出所、長瀬派出所

古瀬村（高尾）駐在所、兵庫村瓦町駐在所、兵庫村藤木駐在所、久保泉村久保駐在所、金立村金立駐在所、春日村（尼寺）駐在所、高木瀬村高木駐在所、松梅村

## 通小路、新馬場

第三部 米屋町、中町、多布施町、岸川町、伊勢屋町、西魚町、与賀町、赤松町、松原町（八幡小路、中ノ小路）

つぎに、『佐賀市史』下巻によつて、「衛生組合」と「河川浚渫」についてみてみる。

明治三十年（一八九七）四月伝染病予防法が発布され、地方長官は衛生組合を設け、清潔方法、消毒方法、其他伝染病の予防救済について規約を定め実行することとなつた。ここにおいて、明治三十一年清潔法が施行され、同三十六年には衛生組合規則が制定され、本市各町内に衛生組合を設置することになつた。

衛生組合は、春秋二季に適当な時期をえらび、約一か月間にわたり市内各戸の大清潔法を施行する。但しあらかじめ各町区の検査期日を定め、次のような趣旨の施行方法および注意書を市民に告知することになつてゐる。

清潔方法は伝染病予防法に基づき行ふものにして、左記事項を徹底的に行ひ、清潔方法実施の眞の目的を達成し、時局がら衛生の完璧を期する様、御協力あらんことを希望す。

## 実施事項

一、家屋内の戸、障子、畳、その他の建具類等は必ず取り外し、充分に採光換気を計り、特に床下等の掃除は徹底的に実行して下さい。

二、畳、衣類、寝具、其他外部に出さるるものは日光に曝らし、充分に乾燥させて下さい。

三、井戸、流し場、下水溝、汚水溜等の如き不潔の箇所は能く浚らへたる後、消毒薬を撒布して下さい。

但し井戸の消毒は、一応晒粉を水に溶解したる後、水量の五百分の一を投入し、十二時間放置した後、汲出して下さい。

四、便所はよく掃除したる後、消毒薬を屎尿池に注入し、蛆虫を殺し、蠅の発生を防止して下さい。

五、塵芥箱には必ず蓋を設け、もし箱の破損して居るものは此の際修繕して下さい。

六、家屋外の雑草等は之を採取し、尚ほ下水溝の排水が悪いのは近隣とよく協調して污水の停滞せぬ様にして下さい。

七、蚊の棲み場所たる藪類の手入れを為し、尚ほ「ボウフリ」の発生するやうな汚水溜り及び溝等には消毒薬を撒布して下さい。

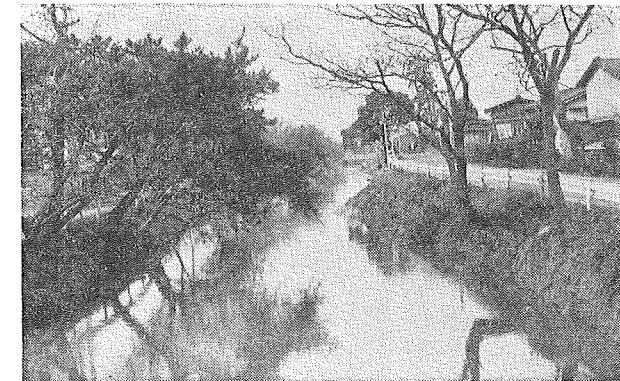
八、消毒薬は各町区衛生組合長へ配布して居りますので、御受取り下さい。

尚ほ防火用水槽の水は、「ボウフリ」の発生せない様に、時々汲みかへて下さい。

## 清潔法施行日割

此の日割は施行の月日、区域町区名を記し、右の実施事項注意書と共に衛生組合長に配布し、市民に閲覧せしむるのである。

清潔方法とは、今日の大掃除にあたるもので、実施事項の内容をみると明治後半期の様相が明確になり、今日の大掃除との共通点を多々みつけだすことができる。塵芥焼却炉が設けられるのは、昭和三年に東田代町の郊外のものをもつた最初とする。



現在の多布施川

## 河川浚渫と注意

市内に上水道が敷設される以前は、多布施川、松原川の水は飲料水として利用されていた。そのため、取締りが厳重で、物を洗つたり、水泳すら禁じられていた。毎年、三月上旬から四月中旬にかけて多布施川上流の石井樋の堰止めをして河川浚渫が行われ、一般に「川干」とよばれていた。施行にあたって次のような通知が市役所より市民に対して行われていた。

## 実行項目

- 一、河川浚渫は各人勝手にせず、前以て町区内申合せを為して協同作業とし、川底一定する様にして下さい。尚ほ岸掲みなどの破損した所は、能く修理して下さい。
- 二、浚渫は徹底的に実行し、河筋が空家、空屋敷、または通路側等に当り直接責任者なき箇所も町区の共有物の意味をもつて是非協同事業として充分浚渫して下さい。
- 三、浚渫した泥土は川岸に置かず、適当の場所に搬出して下さい。其儘に放置すれば直ぐさま川に流れ込

## み折角の浚渫も無意義となります。

四、不潔なる河筋ありしも、近年御協力の結果、稍々改善せられつつありますので、今後一層相互に公徳心を守り常に河川を愛護し、終始浚渫当時の、清潔を保つように心掛けて下さい。

五、各町区に於て、適当の日を選み各町区関係河川の清掃を行ひ、悪疫予防並に河川の美化に努むると共に、爾今河川に塵芥汚物、其他不潔物を一切投棄せざる様注意して下さい。

## 石井樋堰止め

## 石井樋堰開け

第一回	三月二日	午後六時	三月十一日	午後六時
第二回	三月十二日	午後六時	三月二十一日	午後六時
第三回	三月二十二日	午後六時	三月三十一日	午後六時
第四回	四月一日	午後六時	四月十日	午後六時
第五回	四月十二日	午後六時	四月二十一日	午後六時

注 本章は、昭和七年六月一日市庁舎の火災によつて関係資料が焼失しており、執筆資料に乏しく、「佐賀新聞」（明治十七年八月一日から発刊）、「佐賀郡誌」（大正四年十月発行）、「佐賀市史」上・下巻（昭和二十年・昭和二十七年発行）を参照するところが多かった。